

# 明清期、広西チワン、漢両民族の 移住と「漢化」

——桂平県「講社話」韋昌輝の拝上帝会参加——

菊池秀明

はじめに

中国特に華南地方は様々な民族がその移住と交渉の歴史の中で、互いに影響と変化を被りながら形成した複合的な社会である。筆者は別稿で広西チワン族土官の「漢化」について取り上げ、③土官の起源は「生蛮」地区と流官統治区の緩衝地帯に棲息したチワン族の村寨統率者「寨老」に求められること。④土官は少数民族地区の実情に即した統治を行なったが、中国専制王朝はこれに「頑虐」とのレッテルを張り、改土帰流政策で恣意的な弾圧を加えたこと。⑤これに対し土官は不安定な政治的基盤を補完すべく、儒教文化を選択的に受容して子弟に科挙を受験させたこと。⑥その結果土官一族は科挙合格を目的に越境入学した漢族移民の影響を受け、また中国官界特有の行動様式を学習することで中国文化に対する批判精神を失ったことを指摘した<sup>(1)</sup>。

一方「漢化」によって官僚の道を歩んだ土官の対極には、漢人官吏との接触を嫌い、読書による政治的地位の獲得を望まなかった多くのチワン族がいた。すでに塚田誠之氏が明らかにしたように、これら「非土司型」のチワン族は漢人地主の「招佃」<sup>(2)</sup>を受けて佃農化し、漢族が優勢な広西東南部では「寨老」及び同族組織を基盤とする社会体制が解体する傾向にあった。またチワン族内部の階層分化により民族集団としての統合が不鮮明となり、言語を除いては

「伝統的文化がほぼ清末頃までには消滅」<sup>(3)</sup>したとされる。

だが明末清初の広西東南部では漢族移民の間にも編籍による諸負担を回避すべく、チワン族と同じく漢人「客籍」エリートの招佃を受けた者が少なくなかった。この同じ社会的位相にあったチワン族と漢族下層移民は相互に同化して、チワン、漢両民族間の境界線上に位置する「土人」或いは「講壮話」（チワン語を話す漢族の意。「鷄母壯」とも言う）<sup>(4)</sup>なる集団を形成する。本稿は広西潯州府桂平県の事例を中心に、この両民族の入植と同化の過程、彼らと「客籍」エリートの関係、そして彼らもまた逃れることが出来なかった「漢化」の大勢とアイデンティティーの変化等について考察を進めたい。

なお太平天国史研究の角度から見た時、本稿は桂平県金田村韋昌輝（北王）親子の拜上帝会参加をめぐる研究となる。金田村韋氏は広東出身の元漢族で、広西入植後「講壮話」となり、太平天国前夜には客家語にも通じていたと見られる。彼らの太平天国参加の原因については「科名」詐称の冤罪事件と周囲から浴びせられた嘲笑が良く知られているが、その背後には土民、客童の応試問題に見られる土官、「客籍」エリートとチワン族、漢族下層移民間の矛盾が存在した。また彼らが拜上帝教という政治志向性の強い一神教を選択した背景には、「漢化」のなか結集軸を求めて彷徨うチワン族の苦悩があった<sup>(5)</sup>。以下では韋昌輝に挫折感と救済への情念をもたらした社会構造について分析を加えることにしたい。

## 1. 明代チワン族の桂東南入植と漢族移民

### ——桂平県武靖土州の事例を中心に——

本節では明代広西東南部におけるチワン族の移住について、「狼兵」と呼ばれるチワン族土兵の活動を中心に取り上げ、彼らが漢族移民と結んだ初期的な関係を検討したい。

(a) 明代桂平県におけるチワン族土兵の入植

塚田誠之氏によれば, チワン族の多くは明代に貴州, 湖北, 湖南及び広西西北部の辺境地帯から広西全土へ波状的に移住したという<sup>(6)</sup>。民国『桂平県志』も「邑中は……, 明以前に獞人なし」と述べ, 桂林府古田県(嘉靖年間の「獞目」韋朝威, 韋朝猛反乱の拠点)から潯州府各県, 広東に至るチワン族の移住ルートを想定している<sup>(7)</sup>。また筆者が貴県を中心に収集したチワン族の族譜を見ると, 明末清初までに上林県(奇石郷六合村熊氏), 遷江県(山底村黄氏), 慶遠府徳勝鎮と来賓県(山北大煌村韋氏)など黔江上流の各州県から入植したとする例が多い<sup>(8)</sup>。少なくとも潯州府一帯のチワン族が全くの土着ではなく, 明代に相当規模の移住を経験したことは間違いないと考えられる。

潯州府のチワン族は武宣県の南, 北郷, 貴県の五山九懐, 平南県北部など潯江北岸に多く, 桂平県では石龍(旧武平里)を中心とする西部山麓地帯に集住していた<sup>(9)</sup>。また金田(旧宣二里), 江口(旧宣一里)を含む「北河三里」も「村の獞無きはなく, 十羅九古の名は皆獞村」<sup>(10)</sup>と言われたように, 数多くのチワン族が居住していた。彼らの入植活動について現在文献史料で確認出来るのは, 広西西部や貴州から徴発されたチワン族土兵「狼兵」である。この狼兵は土司, 土官所屬の軍隊で, 明代に大藤峽やオ族反乱を初めとする少数民族反乱鎮圧のため屢々徴用された。正統二年(1437)には総兵山雲が「田州の土兵を撥して〔大瑶山の——以下補充部分は同様〕近山に屯種させ, 分界耕守して賊の出入を断」<sup>(11)</sup>つことを提言し, 狼兵による屯田政策が開始された。以後正徳年間の梧州府や鬱林州の各州県で狼兵を「征剿」に動員し, 「郷民が流徙して廬畝が荒蕪すると, ついに狼をしてその地を耕させ, 一つはそれに藉りて輸納し, 一つはそれに藉りて戍守した」<sup>(12)</sup>とあるように定着させたのを初めとして, 広西各地と広東西部にチワン族が移住した<sup>(13)</sup>。潯州府に派遣された狼兵



## 明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

は約一千名といい、桂平県でも約六百名が西南各郷へ入植した。彼らは狼総、狼目の下で狼甲に組織され、毎年農閑期に県城防衛の義務に服した。また「荒田を分給されて開種」<sup>(14)</sup>とあるように開墾事業に努め、狼田と呼ばれたその所有地は万暦年間の桂平県で二百余頃を数えたという<sup>(15)</sup>。

次に桂平県のチワン族移住において大きな役割を果たしたのは、潯江北岸に設置された武靖州土官岑氏の活動であった。武靖岑氏は田州を中心に広西西部の土官を歴任した右江岑氏の一派で、侯大狗反乱鎮圧後の成化三年（1467）に両広総督韓雍が上隆州（現西隆各族自治県）知州だった岑鐸（田州土知府岑紹三男）を「原管の土兵男婦」二千人と共に大藤峽碧灘へ派遣したことに始まった。成化十八年（1482）には金田、南木（旧崇姜里）境界に州治が設置され、岑鐸は流官吏目一名と桂平、貴県、平南三県の狼兵を統括した<sup>(16)</sup>。これは別稿で述べた藤県五屯千戸所の設立、覃仲瑛（原籍慶遠府南丹土州。洪武年間の土千戸覃福孫）の土吏目任命と連動した措置で、大瑤山ヤオ族に対する包圍網強化を目的としていた<sup>(17)</sup>。元々潯江北岸は「大藤猺が踞する所の地で、狼は踞すること能わず」<sup>(18)</sup>とあるようにヤオ族居住区で、狼兵はこの地域に入植することが出来なかった。だが万暦『殿粵要纂』の「武靖州図」は州治近辺に「獐」が居住していたと伝えており、現在も武靖村付近には板霞村（草村の意）などチワン語の地名が多い<sup>(19)</sup>。藤県五屯覃氏が屢々ヤオ族を攻撃し、これを駆逐して勢力範囲を拡大したことは良く知られているが、岑鐸もまた「賊人に占種された有司、絶戸の田土を撥し與えて耕種」<sup>(20)</sup>とあるようにヤオ族の耕地を蚕食し、チワン族を入植させることで中国王朝の膨張政策に奉仕したのである。

このように広西東南部のチワン族は少なからざる部分が明朝の少数民族抑圧策に従って移住したが、その理由は「岑家の兵略」と称えられた軍事力によって辺境統治を補完し、漢人将兵に比べ「費を省くこと一倍」<sup>(21)</sup>だった彼らの活用で財政負担を軽減することにあつた。またチワン族自身も「右江の土兵は調せられることを喜ぶ」<sup>(22)</sup>とあるように、耕地を含む利益獲得の機会として出兵

には積極的であった。当時広西や広東西部では漢族移民の間にも軍人移民や強制移住が多かったことを考慮すれば<sup>(23)</sup>、チワン族の移住が政治的色彩を帯びながら進められたこともうなずける。ただし元来流官統治区であった広西東南部への入植は、彼らの政治的立場を不安定なものにした。藤県五屯覃氏の土官職世襲が大藤峽反乱の趨勢によって中断や降、昇格を繰り返した点は別稿で指摘したが、武靖州も二代土知州岑玘が死去すると「部兵は漸く散」<sup>(24)</sup>じるなど継続的な経営は行われなかった。また岑氏の場合特徴的だったのは原籍地田州との関係であった。武靖州では二代岑玘、四代岑峯と二度にわたり「無嗣」のため家系が断絶したが、前者は田州土知府岑猛（初代岑鐸の姪孫）が長男岑邦佐を、後者は田州婪鳳村の岑邦輔（岑猛四男）が次男岑清寶を入継させて土官職世襲を維持した。また万暦年間に五代岑清寶が改土帰流を被ると、那邕支派岑子黄（岑鐸の曾祖父岑永通の子孫）は「金を攜えて清寶を濟けた」<sup>(25)</sup>という。田州岑氏が武靖州の動向に注意を寄せ、これを援助した様子が窺われる。

しかし武靖州岑氏の原籍地との密接な関係は、逆に国家による介入と地方統治における影響力の低下を招いた。正徳十六年（1521）に三代岑邦佐は部兵五十名と武靖土知州に赴任したが、嘉靖五年（1526）に実父岑猛が泗城岑接（泗城土知州職を奪取した土目梁接）らの讒言により明朝の弾圧を受けて死亡すると、岑邦佐も「父の罪をもって失職し、漳州に安置」<sup>(26)</sup>されて岑氏の支配は再び中断した。二年後に両広総督王守仁は「素よりその民心を得ており、その才は能く制御するに足る」との理由で岑邦佐を原職に復帰させたが、土官職の頻繁な中断は「盜賊が熾熾し、州民に主無し」<sup>(27)</sup>とあるように社会の混乱と岑氏支配の衰退をもたらした。

この傾向を端的に示す事件として、嘉靖十六年（1537）に発生した弩灘ヤオ族侯公丁反乱が挙げられる。武靖州土目黄貴、韋香は弩灘の「獠酋」侯勝海と対立し、その「厚賞田廬」を奪うため侯勝海を殺害した。弟侯公丁が報復を図ると、黄貴らは明朝に訴え官兵一千名で弩灘を弾圧させた。また彼らが弩灘を

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

占拠して「侯氏の田廬は處を擇ぶに任せ禁じない」と公言したため、侯公丁は弩灘を攻撃して目兵二百名を殺害した。この抗争で岑邦佐は「微弱」のため土目を統率出来ず、「諸猪が大憤すると、邦佐もまた〔黄〕貴、〔韋〕香の擅利を忌み、これ〔ヤオ族を指す〕を懲慝した」<sup>(28)</sup>とあるように事態を收拾することが出来なかった。また反乱鎮圧後に左江副使翁萬達は岑邦佐を告発し、「狼家を占管して部落となし……、腠削すること萬端」「今岑氏の部落は病して命に堪えず、盡くすでに逃亡したため、兵は資するに足りない」<sup>(29)</sup>と述べたが、これも狼兵の「逃亡」など岑氏の支配基盤が動揺していたことを伝えている。さらに万暦年間に五代岑清寶が土官職を世襲すると、「吏目は清寶と隙があり、猪民が州を置くことを願わないと言って千戸所に改めるよう請うた」<sup>(30)</sup>とあるように岑氏の支配は支持を得られなかった。別稿で述べたように、土官統治は少数民族特に「寨老」などの村寨統率者を把握することによって成り立っていた<sup>(31)</sup>。武靖州岑氏は桂平県北岸のチワン族移住に貢献したが、自らは各村寨に確固たる基盤を築くことが出来ず、岑清寶が死ぬと武靖州も武靖鎮に降格となって土官統治は廃止されたのである。

#### (b) 明末清初におけるチワン族の佃農化と漢族移民

改土帰流によって統率者を失ったチワン族は、狼田に認められていた優遇措置を利用しようと図る漢族有力移民の「招佃」を受けた。また動乱期の諸負担回避のため佃戸となった漢族下層移民と相互に同化し、「客籍」エリートに対して従属するようになった。

土官職を失った武靖州岑氏が桂平県城に移住すると、彼らが統率していた狼兵は潯州府通判の所属となった。以後も旧武靖州衙門は周辺のチワン族に支配的影響を与えたが、その中心となったのは漢人流官の後裔陳、何、黄氏であった。下江頭村『陳忠公族譜』等によると彼らは浙江省定海県出身の軍官で、始

祖陳忠、何總は万暦年間に桂平県から武靖鎮に「遊幕」し、チワン族侯氏、岑氏を妻として定着した。二人は黄姓と結拜兄弟を結んで三姓共同の祠堂を建て、康熙年間には陳氏の三代陳良徳、何氏の四代何仲巖、何仲裕が揃って平南県思旺太平屯に移住するなど、同郷結合を強化しながら「客籍」のアイデンティティを維持した<sup>(32)</sup>。うち政治的に成功したのは何氏で、七代何其憲が乾隆年間拳人に及第したほか、六代何大順ら三名も乾隆年間武拳人となった<sup>(33)</sup>。また乾隆六年（1741）には七代何其傑（即ち生員何其捷。妻黄氏は道光年間に安良約を主唱した古程村黄體正の族人）ら四名が「閩邑の紳士」として、金田を代表する有力宗族と共に新墟三界廟の重修に参加した<sup>(34)</sup>。その後も武靖村何氏は莫村傅氏（生員何止楽の娘が道光年間拳人傅銓超に嫁ぐなど三例）、江口竹斐村陳氏（捐職陳之徽の妻、生員で太平天国期の団練結成に尽力した陳丕齡の娘など十例）、後述の理村楊氏（二例）ら新興宗族と婚姻関係を結び、八代何元鳳（武生員）ら四名が道光『桂平県志』の編纂に寄付を行うなど「客籍」エリートに加入した<sup>(35)</sup>。一方武靖低嶺村から佛爐村に移住した陳氏は七代陳宗灝ら四名の生員を生み、九代陳徳三は光緒年間拳人となった。また陳徳三は江口古練村黄榜書（光緒年間進士）、下瑶村陸顕書（光緒年間拳人）と「益友」「同榜」などの関係を結び、清末の金田でリーダーシップを発揮した<sup>(36)</sup>。

人材輩出の比較的遅れた武靖村何氏、陳氏であったが、経済的には何氏が屈甲州頭から蓮塘村に至る耕地を所有するなど早くから成功を納めたという。明代の軍官は世襲制で、平南県同和に入植した陳垌村劉氏が「大同全里の田業を管理」<sup>(37)</sup>したように、国家から与えられた軍事力と徴税権を背景に土地集積を進めた。また見逃せないのは明代後期に顕著となった狼田の拡大とこれを利用した漢族移民によるチワン族の「招佃」であった。嘉靖年間の翁萬達『処置藤峽事宜議』には次のようにある。

帰徳、思恩等処の狼家が潯〔州〕に徙って護守すると、絶戸の田土をこれに給し、糧を納めさせて差を免じた。年月が経つにつれ党を生むこと日



に繁くなり、兼ねて引類招册したため民里に雑居するようになったが、有司は因循したため稽考に法がなかった。原額の外に各狼は〔田を〕私置し、また狼田と混した。奸滑な吏民も逃亡の業産に狼を招いて住種させ、見〔現の誤りか〕戸、田税をもって狼名に詭寄し、差役を射影した。さらに土官岑邦佐が占奪を行ってこれを擅売したため、民田は日に削られ、民差は日に重くなった<sup>(38)</sup>。

史料によると潯州府の狼兵は人口増加や「引類招册」即ち継続的な移住の結果、漢族居住区に進出して新たな耕地を獲得したが、徴発の義務と引き替えに狼田に与えられた「納糧免差」の措置を活用し、これを狼田と主張することで漢族に比べ軽微な納税額を負担するに止まった。ここで注目すべきは「奸滑な吏民」即ち漢人官吏や漢族移民が狼田、獐田（一般チワン族の所有地）の徭役免除措置に着目し、「逃亡の業産に狼を招いて住種」とあるように土地集積の過程でチワン族を招冊した点である。塚田誠之氏によれば漢族によるチワン族の招冊は永楽年間に開始され、開墾のための労働力確保とヤオ族に対抗するための武装力の活用を主な目的としていた<sup>(39)</sup>。また万暦『広西通志』には「奸民豪右は自分の田を賊占と詭名したり、抛荒に藉口して賦役を影避した。審編攢造になると排年里甲が互いに隠蔽した……。獐獐にもまた向化して納糧する者がいたが、城郭に入らず、率ねその糧を里排に付したため、里排はこれを己れの物として官に輸さなかった<sup>(40)</sup>とあり、漢族移民やこれと結託した里排が「賊占」「抛荒」即ち少数民族反乱に名を借りた賦役回避や少数民族が納める税糧の着服を行なったという。彼らによるチワン族の招冊も「狼名に詭寄し、差役を射影した」とあるように徭役負担の回避を目的とした一種の不正工作であったと考えられる。さらに武靖州三代土知州岑邦佐は狼田と潯江南岸にある木楽（旧吉大一里）良村の耕地を占拠し、「これを売る事彼の私産の如し<sup>(41)</sup>」と言われたように土地占有を進める漢族有力移民に転売を行なった。改土帰流後の武靖鎮に赴任した何氏、陳氏も岑氏時代に拡大した狼田、獐田を吸収し、

その麾下にあったチワン族を個別に佃農化することで経済的基礎を確立したのである。

明末には主佃関係の尖鋭化によるチワン族反乱も発生したが、清代に入るとチワン族の佃農化傾向は加速した。元々彼らは漢人官吏との接触を嫌い、漢族の招佃を「自己をして衙門に出入するを免れると、また深く便となし、些か繁費すると雖もまた惜しまず」<sup>(42)</sup>と編籍の忌避や税糧代納の目的で受け入れることが多かった。またこの時期は漢族移民の中にも後の「客籍」エリートの佃戸となる者が少なくなかった。その一例として本稿では金田理村韋氏（金田村に移住した太平天国北王韋昌輝の同族）を取り上げたい。李毓麟、王湛恩氏が明らかにしたように、韋氏は元広東廣州府出身の漢族で、明代に広西容県を経て平南県に至り、安懐寨嶺、木棉、都興各村に族人を展開させつつ明末清初に桂平県へ移住した。その金田への入植過程において重要なのは韋氏『宗支譜』の次の記載である

我が始祖〔韋〕一新公は寨嶺から桂平県宣二里理村保安李護社処に遷って立戸居住し、田土を開墾して韋太宗戸を立納した。遯年夫に当り、三に一を抽し、五に二を抽した。世界反乱により夫に当ることが出来なくなったため、糧田を送って総兵に帰与することを情願した。我が先祖が乞い求めると、総兵は当夫の勇なるを睇て、遯年租谷を納回した<sup>(43)</sup>。

これによれば韋一新は開墾地を申告して土地所有権を獲得し、「当夫」の徭役義務を負った。だが動乱でその負担に耐えられず、総兵に所有権を譲渡して「租谷を納回」とあるように佃農化した。また同じ理村韋氏『傳經堂族部』には二代韋法成らが「当兵馬夫」したが、「防に誤りがあることを恐」<sup>(44)</sup>れて総兵に土地を管理させたとあり、彼らが民兵ないし下層軍人の出身であったことを伺わせる。この漢族移民の諸負担回避を目的とした佃農化は明末清初の潯州府で広く見られた現象で、桐心王拳村謝氏『王拳二世祖建庵公家訓』は「鎖をかけられるのは食田の人であり、男女を売るのも食田の人であった。県内の田

土のうち各人が勢力ある者に哀送したものは半ばどころではなかった」と述べている。また当時政治的発言権を有した有力移民の佃戸になることは、生産活動の保障を得る上でも有効な方法であった。反乱軍による略奪行為を談判によって中止させた王拳村始祖謝天佑の下へ「田を送り田を売る者が門を盈ぎ戸を壅った」<sup>(45)</sup>と多くの自作農が庇護を求めたのはその代表例であり、潯江南岸の白石山に一千余人の避難民を集め、「近山の田地で耕種を教」えた麻垌南喬村黄毓奇の所有地も「田租四百余万」<sup>(46)</sup>に及んだという。

佃農化によって経済的基盤の確立を放棄した理村韋氏であったが、このことは彼らのエスニシティーにも影響を与えた。『宗支譜』を見る限り韋氏が武靖村何氏を初めとする「客籍」有力宗族と婚姻関係を結んだ形跡はなく、主たる通婚対象となったのは下蔡村盤氏（即ち三家村盤氏。原籍広西岑溪県。チワン化したヤオ族と見られ、後に紫荆山茶地村へ移住）、理村李氏（平南県大火村より移住したチワン族）、羅旺村黄氏など佃農化によって同じ社会的位相にあった少数民族特にチワン族であった<sup>(47)</sup>。この漢族下層移民と少数民族の婚姻は少数民族にとって「漢化」の前提となったが、漢族の側にも言語を中心とする同化現象を生み出した。道光『桂平県志』は「客籍の中には獯と隣居しながら終身獯話を解さない者もいれば、獯話を解説してこれを説くの蔽なること獯人と異なる者もいる」<sup>(48)</sup>と記しており、チワン語に通じた漢族は「漢化」の進んだチワン族と共に「講壮話」と呼ばれた。無論チワン族との同化現象は武靖村何氏、陳氏においても見られたが、彼らが同郷結合の強化による「客籍」アイデンティティーの維持、人材育成による科挙エリート輩出に熱心だったのに対して、理村韋氏の場合は「嘉慶、道光間に各房が人財両勝したが、また未だ貴あらず」<sup>(49)</sup>とあるようにエリート参入の努力は行なわれなかった。また「客籍」の一員だった金田鰲田村『許氏族譜』は江口孔村に埋葬した十三代許四の墓について「掃墓する日に孔村の佃人は人を派して来たりて給事し、並んで草炊した」<sup>(50)</sup>と述べている。この「孔村の佃人」とは覃、韋姓の「講壮

話」(うち韋姓は理村韋氏の同族)を指しており、彼らが鰲田村許氏に「給事」「草炊」するなど人身的に従属したことがわかる。

つまり理村韋氏を初めとする漢族下層移民はチワン族と共に佃農化の道を歩んで相互に同化した結果、「客籍」有力宗族から区別され、その支配を受ける「土人」(土着の民の意。「土着は獯人」との認識に基づき、漢族を含む「講壮話」を指した)と見なされるようになった<sup>(51)</sup>。『髮逆初記』は韋昌輝の出身について「この郷には客民、土人の別がある。客民とは粵東潮郡から遷った者で、読書に務め紳士が多い。土人は心地樸実で農を業とする者が多く、獯民と呼ばれたが、乃ち苗獯崗獯四類の一つである。韋正〔韋昌輝を指す〕は土人であった」<sup>(52)</sup>と述べているが、細部に誤りがあるにせよ彼らのエスニシティーを正しく言い当てた記載と評価出来るのである。

## 2. 清代チワン族の階層分化と「漢化」

——桂平古城村侯氏と容県龍胆村陸氏——

本節では佃農化が進んだ清代チワン族の没落傾向を狼田を中心に検討し、また政治、経済的成功を取めた狼兵の一部後裔を取り上げて「漢化」の具体的内容を考察したい。

### (a) 狼兵、狼田の衰退とチワン族の窮乏

万暦年間に武靖州が改土帰流を被ると、狼兵の県城防衛の任務は次第に削減された。代わって清康熙年間に狼兵は各地の塘汛で四名ずつ「貼守」することになり、雍正年間には同知の管轄下に入った<sup>(53)</sup>。当時の狼兵の状況を伺わせる新発見史料として、康熙三十五年(1696)の桂平県『本憲碑記』がある。これは知県駱貞臣が蒙墟(旧永和里、趙里)西岸三甲のチワン族に対する搾取を

### 明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

戒めたもので「狼民の苦累は深く関れむべきである。嗣後一切の雑派は該県が永く禁革を行い、地方に嚴飭して前のように派累させない」と述べている。その「雑派」の内容については「ここに該里の郷約地方、各狼目狼頭に示諭して知悉させよ。嗣後正供の物料及び通県の公議を経た起運関係の奉銷を除いては、凡そ一切の竹木の採買、膳録の編審、塘船等項について狼人に派及してはならない。塘汎の協守は防禦に資するものであるが、もし郷約地方が雑務に藉称して派累を□行した場合は、狼目等人が據実具控することを許す」<sup>(54)</sup>とあり、「郷約」即ち漢族の在地有力者を中心とした各種事業の負担であったと考えられる。また康熙年間の北流県では帰徳、武靖二州出身の狼総黄、覃、陸姓が「守城の名色に藉りて狼丁に苛派し、夫役を包糺した」といい、狼兵制度が弛緩する中でチワン族が漢族や狼総の恣意的な支配を受けたことが窺われる。

清代における狼兵制度の衰退とチワン族の窮乏を最も良く示すのは、その経済的基盤である狼田の崩壊であった。元々少数民族地区の安定的統治を実現するための措置だった狼田、獠田の徭役免除は、軍事的要請が遠のくにつれて「狼米は悉く賦役全書に遵い、民米の例と一体に輸糧当差」<sup>(55)</sup>とあるように次第に廃止され、付加価値を失った狼田の多くは禁令にもかかわらず転売されるようになった。例えば明代成化年間に狼獠兵丁が置かれた広東廉州府合浦県永平司巡檢では、清初に一百四十四頃以上あった狼田、獠田が「土人の誘騙典当」によって毎畝数銭から数両の廉価で売却され、乾隆十九年（1754）の段階で八十六頃余りに減少した<sup>(56)</sup>。潯州府各県も事態は同様で、乾隆年間の桂平県では狼田一百六十頃、狼兵一百五十名を残すに止まった<sup>(57)</sup>。また狼田の不法転売はすでに佃農化しつつあった狼兵に対する納税負担の転嫁と彼らの没落を生んだ。光緒『平南県志』所収の「拳人韋伯英狼田記」は次のような興味深い記事を載せている

零一里の狼田は前明より始まった。藤峽が平定された後に、狼兵を郡の属県に分撥して安挿帰農させた。耕田は食力して餉がなく、墾田は糧を納

めたが差がなかった。これが狼兵に田があることの始まりであった。その後兵は日に貧弱となり、積欠が弊を滋したため、遂に変価して私かに相い授受する者が現れた。だが田はすでに無くなったが、糧は固より存したため、負逋の苦しみは饑寒より甚だしく、死亡するのでなければ逃散した。督捕する者もそのことを明知しており、追徴にあたって相応じる者がいないと、その郷で怯懦な者を執えて狼目であると指さし、積欠を責めた。このため牢獄の中は繋ぎ縛られる者が累々となった<sup>(58)</sup>。

これによると平南県鎮隆一帯の狼田は狼兵の弱体化と共に転売されるようになったが、「田はすでに無くなったが、糧は固より存した」とあるように土地所有者と納税負担者が一致せず、耕地を手放した狼兵の後裔は滞納分の追徴によって「死亡するのでなければ逃散」する程困窮した。また彼らが没落して納税負担者が不明になると、「怯懦な者」即ち周囲の下層移民が狼目と名指しされて冤罪を被ったという。この平南県における狼田の納税負担の転嫁は「客籍」有力宗族が土地集積過程で行なったもので、桂平県でも「狼田を買う者は多くが旧戸の姓名を存し、その民戸に私改する者もまた費を煞って舞弄」<sup>(59)</sup>とあるように狼田の購入や民田への転換時に脱税目的の不正申告がなされた。また平樂府修仁県（現荔浦県）のチワン族居住区であった南隘十排では「その俗は田を売る時に糧を売らなかったため、田は富戸に帰したが糧は貧家に墮した」<sup>(60)</sup>とあり、狼田、猪田の転売に伴う納税負担の転嫁は各地でチワン族の窮乏を促したと考えられる。

一方狼兵の没落を前に乾隆年間の廉州府永平司巡檢では狼田、猪田を原価から半価で「取贖」し、「狼猪のうち貧しくて守業出来ない者は、田を本族本地の狼猪に歸して承買させ、務めて田に按じて当兵させよ」<sup>(61)</sup>と狼田、狼兵制度の維持が図られた。だが乾隆、道光年間の平南県における狼田の「清查」では「各狼兵はすでに久しく散失し、また承けるべき嫡裔もいないため、民人をして充補」とあるように狼兵の救済は最早問題とならず、新たに設定された軍田

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

戸や「狼戸狼米の用」に当てた耕地も「擇佃批耕と収租完糧はなお里紳に帰した」<sup>(62)</sup>と言われたように「客籍」エリートの管理に委ねられた。さらに桂平県では「緡紳」によって「清理之議」がなされ、その一人金田古程村の黄體正（嘉慶年間挙人）は「狼田狼兵は復すべきではない」<sup>(63)</sup>と狼兵制度の存続に反対したという。つまり中国王朝の少数民族抑圧策によって設置され、漢族有力移民の経済的成功のために利用された狼兵は、狼田の解体により困窮したチワン族に対する救済策を欠いたまま廃止されたのである。

#### (b) 狼兵後裔の政治、経済的成功と「漢化」

このように清代には多くが没落を免れなかったチワン族であったが、一部には漢族移民の「搵食」と呼ばれる行動様式を学んで経済的基礎を固め、科挙合格者を生んで「客籍」エリートに参入する者も現れた。その一例として本節で取り上げるのは梧州府容県の龍胆村陸氏と桂平県蒙墟の古城村侯氏である。『陸氏家譜』によると陸氏は元南寧府帰徳土州（現平果県）籐竹社の人で、始祖陸公登は明代正統年間に狼兵として桂平県に派遣され、天順七年（1463）に「山寇を剿捕」するため容県に至った。成化年間には同じ狼兵の韋、農二姓と共に容県城南の龍胆村に入り、ここに定着して「屯田把守」<sup>(64)</sup>したという。また古城村侯氏は明代後期までに始祖侯敬華が桂平県に定住したが、「旧譜の遺失」<sup>(65)</sup>により原籍地など詳細は不明である。だが乾隆『桂平県資治図志』は「(旧趙里の)村落は民狼四甲に分かれる」と述べ、狼甲九村の一つに古城村を挙げている<sup>(66)</sup>。万曆『殿粵要纂』もこの一帯をヤオ族居住区と記しており<sup>(67)</sup>、明代後期という入植時期から見て彼らが非漢族であったことはほぼ間違いないと考えられる。

明代の容県では帰徳土州から狼兵数百家が動員されたが、土官黄氏の支配下にあった十数名の狼総や狼目、官族に陸姓は見当たらず、龍胆村陸氏は下層軍

人として入植したと見られる<sup>(68)</sup>。族譜が記録を残したのは六代陸置高からで、「同村の韋有余，農見昌と陸韋農佃戸を同立した」<sup>(69)</sup>とある。ここで「陸韋農佃戸」とは容県守禦千戸所の屯田等に設けられた民猪佃田の耕作農民を指し、崇禎『梧州府志』が「城市の豪強と結んで号して招主と曰い，自らを呼んで耕丁となす」<sup>(70)</sup>と記したように県城居住の漢人武官や有力移民に招佃されたチワン族佃農であった。この民猪佃田は猪役負担を免除される代わりに一般民田よりも重い土地税を課せられたが、「数畝の田で僅かに一畝の税を報じたため，民田の輸納に比べ反って軽」<sup>(71)</sup>だった岑溪県獐田の例が示すように，当初彼らが必ずしも困窮していたとは考えられない。ただし「軍は自耕せず，民を招いて代種させてその租を取めた。貧すれば則ち民に鬻り与え，これを免食と謂った。また逃亡した軍戸には郷民に詭冒包食される者もいた」<sup>(72)</sup>とあるように耕地が頻繁に転売され，漢族移民による土地占有の対象となるなど経営は安定しなかった。また正統年間に帰徳土州から広東信宜県に入植した高坡文洞村農氏ら狼兵六百名の場合，明末には「今や逃亡，故絶して，僅かに存する者は皆亡命の流孽」<sup>(73)</sup>とその制度が比較的早く崩壊しており，容県も事態は同様であったと推測される。

龍胆村陸氏発展の基礎を築いたのは六代陸置高であった。彼は「流寇大乱の後，地は遍く荆榛であったが，祖は草莽を闢き，田園を拓げて墾荒の納賦を經理した。居する所は群山の麓にあり，畜牧，樹芸に尤も便であった。梅江の水利に□藉りて物資を輸送し，忙しく経営して我が家室を造った。歴三四伝して貲を累すること巨万となった」<sup>(74)</sup>といい，康熙年間の動乱終息と共に開墾事業を進めた。元々広西東南部のチワン族は移住時期の関係から多くが地味に恵まれた山麓に居住し，「土民は一造を種するが，その田は水が深く土が厚いため，収穫も両造を種する者に減じない」<sup>(75)</sup>との言葉通り，二期作や低湿地の灌漑技術を擁した漢族に劣らない収穫を挙げていた。また天啓年間の岑溪県で二期作導入が「人力が及ばず」失敗したように<sup>(76)</sup>，人口が希薄な当時の状況下で自



給的農業を営む限りにおいては彼らの農業経営も一定の合理性を持っていた。

だが陸氏が経済的成功を果たす上で大きな役割を演じたのはこれらチワン族固有の農業経営ではなく、「畜牧、樹芸」「物資を輸送して忙しく経営」とあるように雑多な事業を兼営する行動様式であった。これを広東語で「搵食」（北京官語では「謀生」、客家語では「尋食」といい、人口圧力と社会的身分の流動性が大きかった中国社会において没落を回避しつつ、上昇のチャンスを拡大するために生まれた経営形態を指す。とりわけ移民社会の広西では「客籍」エリート集団への参入を図る非官僚出身の新興宗族や下層移民の間にこの「搵食」は顕著に現れた<sup>(77)</sup>。古城村侯氏も六代侯文路までは墓碑を持たないなど貧困で、七代侯君典（国学生）が「中年にて家を起こし……、遂に殷富」と初めて台頭のきっかけを掴んだが、彼の成功は「謀生に急ぎ、その宅や田などに心力を並勞した」<sup>(78)</sup>とあるように「搵食」によって支えられていた。

いわば陸置高、侯君典は後発の非官僚移民の戦略を学んで「巨万」の資産を獲得したのであるが、ここで注目すべきは陸置高が「貨殖を好み、常に湖海の士となった」<sup>(79)</sup>と記されたように商業活動を重んじて盛んに外出した点である。この事業拡大を目的とした出稼ぎ、再移住などの頻繁な移動は「搵食」の第二の特徴で、容県では「貿易」「僑寓」する広東人や客家の間にこの傾向が強かった<sup>(80)</sup>。これに対しチワン族は「保守に習い、進取の心がなく、一般人はやや温飽に足りると最早努力することを願わない」「ただ耕殖を知るのみで、貿遷を諳じない」<sup>(81)</sup>と言われたように、危険を伴う事業拡大や商業活動、移動には消極的であった。また多くの場合チワン族は米穀の広東搬出を掌る「外来の奸商」から「放青」即ち青田買いによる現金貸付を受けた。だが「穀を償還した後は余穀が幾らもなく、一年の口食に足りないため、勢い必ずや貴い米を買ってさらに難儀した。翌春になるとまた彼らに穀価を預領せざるを得なくなり、一年また一年と盤剝された」<sup>(82)</sup>とあるように、商品経済の浸透に適応出来ずその搾取を受けて困窮した。つまり陸置高は元来チワン族の行動様式になかった

「搵食」を学ぶことで漢族商人の搾取による危機を回避したのであり、その経済的成功を支えた自給の農業から商業性の強い各種事業への転換は彼らにとって「漢化」の一表現に外ならなかったのである。

経済的基盤を確立した龍胆村陸氏は、「搵食」がその内に秘める「生活標準をその父の標準より以上のものたらしめようと企」<sup>(83)</sup>てる上昇志向に従って「客籍」エリート参入に着手した。それは具体的には「読書」による儒教的素養の習得と科挙受験による政治的地位の獲得であり、八代陸応貞が「家塾を立てて子弟を厳課」した結果、彼の弟陸孔貞（乾隆年間挙人）、十代陸鑑、陸礪（共に道光年間挙人）ら四名の挙人を輩出した<sup>(84)</sup>。古城村侯氏も八代侯廷元（歳貢生）が「師を延いて子を訓」したのを皮切りに、八代侯卓、九代侯佑清（嘉慶、道光年間武挙人）、十一代侯徳宣（同治年間挙人）ほか多くの生員を生んだ<sup>(85)</sup>。このように彼らが比較的順調に人材を育成した第一の要因は、辺境地区の安定を図る中国王朝が少数民族の「漢化」政策を押し進め、乾隆年間の岑溪県で「猪獐義学」を建てるなど科挙受験を奨励して儒教的規範の注入を図ったことにあった<sup>(86)</sup>。また「土狼は民と雑居し、服食居処がやや猪と異なる。目は頗る書を識り、狡猾で不正な訴訟をする」<sup>(87)</sup>とあるように漢族と雑居してその影響を受けた狼兵は「漢化」のテンポが早く、訴訟を通じて漢人官吏との接触も恐れないようになっていた。後に忠王李秀成は韋昌輝について「衙門に出入して辦事し、監生出身で見機靈変の急才があった」<sup>(88)</sup>と述べたが、それは「講壮話」の人々が「漢化」過程で身につけた、漢族社会で台頭するために不可欠な交渉能力であったと考えられる。

次に陸氏、侯氏自身が地域社会における発言権を獲得するための課題として、人材育成をスムーズに行い得る宗族組織の整備、通婚や公共事業を通じた漢族有力宗族との共同関係の強化があった。これらは非官僚出身の漢族新興宗族も直面した問題で、その成否が「客籍」エリートとして認知されるための試金石となっていた<sup>(89)</sup>。まず同族組織の整備であるが、龍胆村陸氏は乾隆年間に初

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

めて歴代祖先の祀田を設け、嘉慶年間には「丁に按じて穀を輸す」方式で「二十余金」の祭祀費用を設定した。だが経済的基礎を持つ成員のみを対象とした祀田運営は族内人口の増加と共に「祭に与る者に遍く給することが出来ない」と行きづまり、族内統合の機能を果たせなかった。そこで道光元年（1821）に八代陸応貞は「族議をもって諸旁系に貸して穀会となし、百金有余を得た。数年の子母を統計し、遂に六畹、留窰二処の田を置いた」とあるように、貧困な分節への貸与を行なうことで同族結合の範囲を拡大した。それは貧困な成員の有力成員に対する従属を意味し、祀田の経営も「ただ賢能な者がこれを主る」とあるように特定の成員によって独占された。だがこれらの装置は「貧乏な者が学ぶ時には膏火を分贈し、試験に赴く時には資斧を酌給した」<sup>(90)</sup>との記載が示すように一定の相互扶助的色彩を帯び、同族内部の潜在的能力を効果的に引き出す作用を果たした。

一方古城村侯氏の場合、族内統合の過程で焦点となったのは族譜の編纂であった。先述の如く侯氏は明末清初の動乱で族譜を喪失し、「茫然として何代の祖たるかを知らず」という状況にあった。咸豊年間に九代侯舒清（国学生）は堂兄の侯上賢から「族譜を口授」されてこれを記録し、蒙墟随一の有力宗族だった曹村、長排村曹氏の曹儒蓮（歳貢生）に序文執筆と「修飾」を依頼した。この時曹儒蓮は族譜編纂の意義について次のように述べている。

古今族譜は多く、私は遍くこれを観て知っている訳ではないが、ただ私の家の族譜を憶い起せば壬戌進士の兆麟公〔乾隆年間進士の曹兆麟を指す〕が世次を列したもので、また先後が秩然としていた。すなわちその房分、宗支を明らかにし、その行次を分けた。有爵者はその爵を、有職者はその職を記し、善行、節孝や榮封ある者は謹んでそれを載せた……。派支が別でも、掌の上にあるように分かりやすかった……。

思うに士は祖宗の祥餘であり、まさに孝弟を教くすべきである。宗族のため先ず一つは祭祀をして必ず虔み、一つは会食をして必ず謹め。分の尊

なる者はこれを尊び、年少だからといって忽せにはならない。年老いた者はこれを老とし、卑しいからといって略いてはならない……。序昭序穆の中には、みな和睦宗族の意がある。これによって子弟は式化して孝弟の徳行が行なわれ、郷里は徳門と頌え、閩党は望族と称える。どうしてただ文人が蔚起し、科名が鼎盛となるだけであろうか<sup>(91)</sup>。

ここで侯舒清らは族譜の構成と記載内容について、曹氏のそれを範と仰いでいる。うち注目されるのは「有爵」「有職」の成員を中心に据えつつ、各世代の族人を網羅したトータルな族譜編纂が「和睦宗族」即ち族内統合の意味を持ち、それが「文人が蔚起し、科名が鼎盛」となるための前提とされている点である。また「祭祀」「会食」など同族結合を強化するための諸儀礼についても手解きを受け、その励行による子弟の教育こそが地域社会において「徳門」「望族」との評価を得る条件と教えられた。元々チワン族は同姓間の婚姻を避けず、漢族特に広東式の強固な宗族観念を持っていなかったが、漢人エリートとの接触を避けられなかった土官の後裔を中心にそれらの導入を始めていた<sup>(92)</sup>。先に祀田を整備した陸応貞が「およそ我が族人は変置、私取したり猜疑、争訟をして宗祖に羞を貽すな。これが則ち立田の意である」と述べ、嘉慶年間に陸氏家廟を建てたように、彼らは「漢化」によって族内統合に不可欠な諸装置を取り入れ、同族内部の対立を防止して「客籍」エリート参入の条件を整えたのである。

それでは彼らと漢族有力宗族の共同関係はどのように強化されたのだろうか。入植当初の龍胆村陸氏は共に「陸韋農佃戸」を立てたチワン族韋、農二姓と「三姓は情義相洽して婚姻は相同」<sup>(93)</sup>とあるように通婚を含む密接な関係を結んでいた。古城村侯氏も六代侯文路の頃までは「科名」を持たない諸宗族との通婚が殆んどで、八代侯廷楷（国学生）の六人の娘も平陽村蘇步衢、新墟塘韋斐然らの下層生員に嫁いだ。侯氏が最初に「鉅家」と婚姻関係を結んだ例は七代侯君典の妻岑氏で<sup>(94)</sup>、彼女は蒙墟蓬浪村に定着後、十三代岑瑞剛が乾隆年

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

間武進士に合格して「潯州の世族」<sup>(95)</sup>の地位を築いた武靖州土官岑氏の後裔であった。また九代侯展清（国学生）、十代侯樹三（生員より加捐訓導）、侯樹勳（生員より加捐教諭）らは『侯氏族譜』の序文を執筆した長排村曹儒蓮と師弟関係を結び、侯展清、侯樹三、九代侯作財（侯樹勳父。職授州同）、十代侯樹芳（国学生）は揃って曹氏から妻を迎えた。この逸早く「漢化」した土官や漢族有力宗族との婚姻、交遊関係の強化は古城村侯氏の地位向上に役立ち、七十歳を迎えた侯君典夫婦、侯樹三が「郷邑の紳士、賓客親誼はまた同日に到来して相慶」と祝福されたように、「客籍」エリートからその一員として認知されるようになった。また七代侯君耀（儲封武略騎尉）の妻鍾氏、十一代侯鳳宣（国学生）の妻陳氏は「家政を屏当し、子に勤儉を教え、中年に起家した後は殷富をもってその幼子卓〔武举人侯卓を指す〕を撫して成立させた」「家道が分爨後もやや裕かとなったのは、〔陳〕氏が補助を抽持したためであった」<sup>(96)</sup>と称えられるなど、家族の一員となった漢族女性が宗族の発展過程で果たした役割も大きかった。

最後に彼らの各種公共事業への参加について見よう。龍胆村陸氏の九代陸応貞は嘉慶年間に容県学宮の大成殿、梧州府考棚の修築に「巨款を惜しまず」参加し、「鄰族」の各姓及び広東南海県の商人岑和利、陳広利と銀百両を集めて龍胆河口渡を設置した<sup>(97)</sup>。また十代陸正方（光緒『容県志』では「邑紳」）は近隣の有力宗族王、陳、黄、張姓ら四十名を率いて白花新渡を作り、彼の兄陸厚方（郷飲介賓、郡庠生）がこれのために題名記を執筆した<sup>(98)</sup>。さらに十一代陸鎮（生員、軍功五品）は「郷鄰の佃戸が雑糧を栽種し、多くが旱と歉収に苦しんでいるのを見て……、石畦百数十丈を築き、泉を引いて灌田した。約二千余斤を種して年に数千石を収穫し、瘠土を映田に変えたため、鄰里は今に至るまで便を称えた」<sup>(99)</sup>とあるように灌漑事業を行なって地域社会における威信を獲得した。一方古城村侯氏は七代侯君典、九代侯作財、十代侯樹三が「人との交際に努め、里人はこれを重んじた」「郷鄰に周恤し、また能く排難解紛し

た」「善を楽しみ施しを好んだため、今に至るも人は口々にその名を相伝えた」と言われたようにリーダーシップを発揮した。また十一代侯鳳宣とその次男侯用俊（桂平県立中学校卒業）は清末から民国年間にかけて桂平県合邑賓興の「直理」となり、趙里や桂平県西七里団練の「襄辦員」や「団務局長」を歴任した<sup>(100)</sup>。

ここで注目すべきは侯氏が婚姻関係を結んだ諸宗族が賓興や団練の創設で中心的な役割を果たしており、それらの関係が侯鳳宣親子の役職就任においても重要な意味を持っていたと考えられる点である。例えば侯鳳宣の妹と娘が嫁いだ羅播（旧中都里）羅播村李氏の族人李彬賢（附生）と李羣芳、十一代侯寵宣（侯鳳宣弟）と姻戚関係にあった蒙墟流瀾村梁氏の梁永馨は、共に光緒十二年（1886）の江口古練村黄榜書による桂平県賓興の設立に多額の寄付を行なった<sup>(101)</sup>。また侯寵宣次女の嫁ぎ先だった大湾（旧上都里）耀团村覃氏の覃圖書（嘉慶年間举人）、覃維揚（歳貢生）は金田古程村黄体正と交際して『保甲論利弊』を著した。さらに十二代侯用敷（廩貢生。举人侯德宣長男）の二人の娘が嫁いだ白沙（旧厚禄，上都里）景楽村、龍灘村楊氏の楊作型、楊森（光緒年間举人）は「団総」として陳開天地会軍と交戦し、桂平県及び上都里賓興の創設に尽力した<sup>(102)</sup>。同じ現象は咸豊年間に団練「同仁甲」を組織した龍胆村陸氏においても見られ、范亜音天地会軍の攻撃を受けた十一代陸砢（光緒年間举人）、陸鐸が「信宜水口宗家に避乱」<sup>(103)</sup>したように広東信宜県水口村陸氏（原籍広東三水県。凌十八拜上帝会と対立した陸達務一族）と同姓結合を結んだ。

つまり彼らは「客籍」エリートとの共同関係を積み重ねることによって地域社会におけるリーダーシップを把握したのであるが、その過程で彼らのアイデンティティーにも変化が現れた。古城村侯氏は咸豊年間の族譜編纂時に「伝聞では明清年間に広東から遷来った」<sup>(104)</sup>と述べ、自らをこの地における漢族移民の大多数を占めた広東人に同化させようとしたという。道光『修仁県志』が「その獯と雖も獯に圉らざる者は能く俗を改め……，詩書応試して士林に列す

明清朝， 広西チワン， 漢両民族の移住と「漢化」

る」<sup>(105)</sup>と述べたように， 彼らは「漢化」によってチワン族としての民族的特徴を捨て去り， 漢族と成り切ることによって「客籍」エリート集団への参入を果たしたのである。

### 3. 太平天国前夜におけるチワン族と「客籍」エリート， 中国専制王朝

本節では「漢化」による科挙エリート参入を果たせなかったチワン族と「客籍」エリート間の対立を， 租佃関係及び科挙受験問題を題材に検討する。また清代チワン族の抵抗運動が広範な結集軸を形成出来ず， 分散性を克服出来なかった原因を， チワン族村寨や土官に対する中国王朝の弾圧政策と関連づけて考えてみたい。

#### (a) チワン族佃戸，「客籍」エリートの対立と土民， 客童応試問題

すでに第一節で述べたように， 金田一帯に定着したチワン族は漢族有力移民の招佃を受け， 明末清初に同じく佃農化した漢族下層移民と相互に同化して「講壮話」と呼ばれた。また彼らは「客籍」エリートに従属し， その集団構成員から区別される意味で「土人」と見なされた。

本稿が取り上げた理村韋氏と「客籍」有力諸族の関係を語る上で忘れてならないのが， 理村に居住する漢族各姓のうち最も大きな政治， 経済的实力を持った楊氏である。『楊氏族譜』によると彼らは元広東南海県の人で， 広西始祖楊詹臺が明代後期に桂平県廂外西街へ移住した。三代楊成桂は「国初に逆寇が騒動すると， 父の遺業を承けて多くの艱苦に備え， 守成をもって兼ねて開創した」といい， 清初の動乱期に発展の基礎を築いた。楊氏の金田入植は乾隆年間前半のことで， 五代楊瓊芳が「家道の中微に当たり， 廂外西街より県北宣二里

李村〔理村を指す〕に遷居した」との記載が示すように一時没落を経験したが、六代楊士超は「家道を復興」して理村中央に硬山頂様式の楊家大堂を建てた。また七代楊侃（嘉慶年間挙人）は道光年間に原籍地の「粵東に親往して廟に詣でた」<sup>(106)</sup>とあるように「客籍」のアイデンティティーを維持し、「千金を出して書を購」うなど教育に投資して九代楊鈞培（同治年間進士）ほか六名の生員を生んだ。この理村楊氏の台頭過程で重要だったのは嘉慶年間における金田新墟三界廟の「香火田」経営で、楊士超は「その資を権り、積むこと千金に近かった」<sup>(107)</sup>とその収益拡大に貢献した。また八代楊崑喬（生員）が江口鴉州村凌振魁（嘉慶年間挙人。父楊侃と「同榜」）の娘を妻に迎えたのを初めとして、南木甘村譚氏（楊瓊芳妻、楊鈞培妻など四例）、垌心王挙村謝氏（楊崑喬継妻など四例）、江口下瑤村、護村蒙氏（四例）など三界廟修築で結集しつつあった「客籍」有力宗族と盛んに通婚した。その結果彼らは「争い事を止めるのが極めて難しくても、〔楊〕士超の一言で必ず解けた」とあるように地域社会におけるリーダーシップを獲得し、道光年間に楊侃が金田古程村黃體正の主唱した安良約で「紳耆」第八名となるなど「客籍」エリート集団の中心的存在として成長していた<sup>(108)</sup>。

この理村楊氏と韋氏を初めとする「土人」「講壮話」の矛盾を端的に示すのは、理村村内の水路をめぐる両家の対立であった。調査によると人口の多い韋氏は中央の楊氏を取り囲むように村頭、村尾に居住し、その横に共有の水路があった。この種の水路の運営について宣統『広西調査民事習慣財産部報告書』は

流水地が甲、乙の共有で、甲側が受ける利益が少ないため水道を変更したい時は、必ず乙と会商し、妥協して初めて変更することが出来る。また流水地界の両岸が一方は甲、一方が乙の所有で、甲が水路やその幅を変えたい時も、乙が同情を示して初めて変更することが出来る。もし両岸が共に甲の所有であれば、甲は自由に変えることが出来るが、変更の影響で上流に壅塞、下流に衝激や渇浅の患が生まれた場合には、上、下流の地主は



皆抗議することが出来る<sup>(109)</sup>。

と述べており、水路が個人所有の場合を除いてはみだりに変更は許されず、また変更によって周囲が被害を被った場合これを訴えることが出来たという。だが同治年間に楊鈞培が進士に及第すると、楊氏はその権勢を頼りに「理村の權街は全て我々のもの」と主張し、上記の水路から別に楊家専用の用水路を引いた。しかも新設の用水路が韋家墳墓の風水を破壊したため、以後両家は婚姻、交遊関係を絶つに至った。また楊氏は先述の「講壯話」李氏や梁氏（元広東南海県人）など理村居住の他姓とも次々と衝突したが<sup>(110)</sup>、道光『桂平県志』が「客籍はこれを凌ぐも、あえて抗する者なし」<sup>(111)</sup>と記したように楊氏の専横を止めることは出来なかった。

こうした「客籍」有力宗族の「土人」佃戸に対する支配は前節でも指摘したが、一方「講壯話」の側に抵抗がなかった訳ではない。例えば乾隆三十六年（1771）から数年間にわたり、柳州府雒容（現鹿寨）、柳城、馬平（現柳州）各県ではチワン族易法權らによる抗租事件が発生した。これらの地でも清初に漢族有力移民が「猪獐を招集」して開墾事業を進め、チワン族は「借貸に田地を抵当に入れたり、直接産業を変売したため、自耕農から佃農、富戸から貧戸へと変わる者が少なくなかった」<sup>(112)</sup>と言われたように佃農化の道を辿った。また「下郷収租の時に、獐佃に鶏鴨酒食等の物を勒索した」とあるように、漢族地主のチワン族佃戸に対する搾取も行なわれた。乾隆三十五年（1770）に翌年分の税糧が免除されると、雒容県の「獐佃」莫扶割らは「免賦の年には租禾も全免すべきだ」と唱えて抗租し、広西布政使淑寶によって「業戸が糧銀一両を免ぜられるにつき、佃戸は租銀四銭を免ずる」との決定を得た。だが彼らはこれを不服として「獐人が耕す田は悉く祖業であり、先年は漢人を雇って錢糧を代納させていた」と述べ、元々これらの耕地の所有権はチワン族の側にあり、漢族はその租税を代納していたに過ぎないと主張した。また「夫役を承当してから初めて租が編じられ、今や租額が屢々加わった」とあるように、獐田の賦

役免除措置が廃止されるに伴って漢族に対する従属と彼らによる収奪が始まったと訴えた。そしてチワン族自身は「情願わくは自耕自納」<sup>(113)</sup>即ち漢族有力移民の土地集積に利用された変則的な租佃関係そのものを清算するようお願いしたのである。

この柳州府各県におけるチワン族佃戸の主張は、明代末期から乾隆年間にかけて繰り返された昭平県「獵人」韋志元らの抗租訴訟、稻田清一氏が検討した咸豊年間の永淳県十三屯「獵佃」黄可経らの抗租事件における主張と基本的に一致していた<sup>(114)</sup>。また漢族による土地収奪を批判する点では清代西南各地の少数民族反乱、改土帰流時の財産没収に抗議した土官の言説と通じる側面を持っていた。だがこれら一連の抵抗に対し中国王朝は「官もまた誰の田が辨じることが出来なかったが、必ず民に左袒して獐獍を抑えた」<sup>(115)</sup>とあるように、漢族有力移民に加担してチワン族を抑圧した。柳州府のケースでも莫扶剖と「転相伝播して各獵佃を聳恿」した羅道賽、易法權を流刑とし、彼らの訴訟を引き受けた永福県「訟棍」張若鵬（已革代書）を「漢奸」として死罪に処した。だが漢族地主の側は王敏教が「佃戸を勒索」した罪で処分されたに止まり、「所欠の租は俱に実在の数目を查明して追給」<sup>(116)</sup>とあるように従来通り収租が認められた。別稿で指摘したように中国歴代王朝の統治は皇帝と官僚集団による恣意的な「専制」政治にその特徴があり、地方官を含む科挙エリートとの政治的共同関係を欠いた諸活動に対しては屢々「抗官」に名を借りた弾圧が行われた<sup>(117)</sup>。「官」による庇護を求めて科挙合格者を輩出し、「客籍」エリート集団の一員となった漢族有力移民や一部狼兵の後裔と比べた時、漢人官吏との接触を嫌って「自耕自納」を放棄したチワン族や「講壯話」の主張が認められる可能性は、その中国官界との結びつきの欠如ゆえに当初から少なかったのである。

こうした現実を前に、それまで官界進出に関心を持たなかったチワン族や「講壯話」は「読書」による科挙受験の必要に迫られた。理村韋氏も例外ではなく、経済的基礎を整えた嘉慶、道光年間以降は十一代韋秉善ら三名の生員、

官僚資格保有者を生んだ<sup>(118)</sup>。金田村の八代韋昌輝も道光年間に約二百畝の耕地を入手すると、「家に功名のある人材がいなければ、銭があっても常に他人に欺かれると痛感」<sup>(119)</sup>して監生の身分を購入した。それは漢族社会に通用する政治的地位を追求した点において一度チワン化した韋氏の再「漢化」を示す現象であったが、周知の如く彼らの監生身分取得は周囲の迫害にさらされた。界垌村藍如鑒（原籍広東高要県。古東村の族人藍守青は道光年間武挙人）を初めとする「客籍」エリートは韋昌輝に「科名」詐称の冤罪を着せ、「数百金を賄」<sup>(120)</sup>わせた後も嘲笑を浴びせたという。

この冤罪事件の背景として注目されるのが、清代の広西各地で見られた土民、客童の「応試」問題である。うち土民応試問題とは旧土官統治区の各州県で、土官が「糧田」（ここでは土官が開墾後に農民へ分給した課税田）を耕作していたチワン族佃戸の科挙受験を妨害したことを指す。鎮安府知府趙翼が「土民が読書しても応試を許さないのは、それが出仕して籍を脱することを恐れたためである」<sup>(121)</sup>と述べたように、改土帰流により支配が動揺していた土官は科挙エリートの地位を独占することでチワン族に対する影響力を維持しようと図った。乾隆年間に太平府羅陽土県（現扶綏県）の土民唐徳昭事件などでこの問題が表面化すると、清朝は少数民族の科挙受験を奨励する立場から「土司の糧田を退種した正民、雑民が応試を申し出ることを認め、該土官は端に藉りて阻擾してはならない」<sup>(122)</sup>と規定した。また道光年間には「その糧田を承耕した各戸は内地の佃戸と異なるのであるから、退田したか否かを論じず、共に送考することを許す」<sup>(123)</sup>とあるように、一部の隷属民を除きチワン族の科挙受験は法的に自由とされた。だが現実には元泗城府土知府岑氏など土官の後裔は、「冒籍」生員即ち越境入学により有力宗族に成長した漢族移民と共に「煖籍」<sup>(124)</sup>となって生員資格を独占した。その結果「土属地方では祖父、先人がすでに読書応試しても、子孫が相続することが出来ずに数十年を隔てると、再び後裔で応試しようと出た者は率ね冷籍とされ、土官、廩保は皆彼に対して需索

阻擾」<sup>(125)</sup>と言われたように、「冷籍」即ち官界との結びつきを持たないチワン族に科挙合格の道は開かれなかった。

一方客童応試は「寄籍」生員問題の一部をなすもので、咸豊年間に土客械闘が発生した広東西部の例について片山剛氏の研究がある<sup>(126)</sup>。広西では光緒年間の桂林府龍勝廳（現龍勝各族自治県）で次のケースが報告されている

（龍勝廳は）元々苗疆で、以前は土着の民人がいなかった。設廳以来開墾を招集し、各省の客民はその祖父が乾隆初年に湖北、湖南、江西、広東等省からこの地に流寓してから、現在まで百年余りになる。生齒が日に繁くなって戸口も万を超え、読書向学の人も多くなったが、原籍を離れて久しいため、戻って応試することは出来なかった。査するに嘉慶三年に苗民が漸く文字を習ったため、龍勝廳に苗学二名を奏設され、苗〔人〕は百年間恵みを受けてきた。だが流寓の客民は梯米の道に乏しかった……。

流寓の客民は寄居すること多年で、久しく入籍の例に符合していたが、廳地にいるため各州県に附麗することが出来なかった。もし近くの義寧県民籍に入っても、該県の土着は素より接納せず、長く土客の区別があった。一旦入籍して応試すれば、俄かに土着の学額を占めたため、必ず疑忌を生み、争端を啓き易かった<sup>(127)</sup>。

これによると龍勝廳では乾隆年間から開墾政策に従って客民が入植したが、「苗学額」即ち少数民族を対象とした生員定員を設けていたため彼らに科挙受験のチャンスは少なかった。また義寧など周辺諸県で資格を得ようすると「土着は素より接納せず、長く土客の区別があった」とあるように、早期に入植した漢族有力移民は既得権益の喪失を恐れてこれに抵抗した。同じ現象は広東の土客械闘が波及した梧州府賀県でも見られ、同治年間に知県張聯桂らは「朝廷の立法ではおよそ寄居すること三十年の者は入籍考試が認められている。お前たち土着に訊ねるが、その一家の始祖は他省から遷って来たのではないのか。後から入籍した者も一視同仁にすべきではないか」<sup>(128)</sup>と在地諸宗族を説得し

た。しかし客民（賀県の場合は客家）が「土着の学額を占」めることへの「疑忌」は消し去ることが出来ず、結局両廳県では別に「客籍学額」を設置して事態を取捨したという<sup>(129)</sup>。

以上述べた土民、客童の応試問題はすでに地域社会で科挙エリートとの政治的共同関係を確立していた土官の後裔や漢族の初期、有力移民が、これを持たないチワン族や後発、下層移民の台頭を阻んだ点で共通している。韋昌輝親子に対する「客籍」エリートの迫害も「講壯話」の政治的地位獲得に対する妨害行為に外ならず、その背後には「俗に嘸いて獐牯老となす」<sup>(130)</sup>と言われた「土人」に対する差別的な風潮があった。無論その差別は土官地区における「冷籍」読書人の例と同様に法的根拠はなく、狼兵の一部後裔がエリート参入を果たしたように両者の区別はあくまで相対的なものに過ぎなかった。例えば江口下瑶村陸氏（原籍広東三水県）は「講壯話」であったが、下瑶村蒙氏、武靖村陳氏らと共同関係を強化することで七代陸頭書の挙人合格を準備した<sup>(131)</sup>。また韋昌輝と同族の平南県安懷都興村韋氏は、官成羅村羅氏や垌心王举村謝氏と通婚を重ねて九代韋成繡、十代韋沛（康熙、乾隆年間武挙人）らを生んだ<sup>(132)</sup>。

だが金田村、理村韋氏の場合十二代韋居正に娘を嫁がせた板霞村譚氏が比較的著名であったのを除くと、同治年間に金田螞蝗橋の修理を申し出た八代韋志俊（韋昌輝弟）が「里人は拒んで受けず」<sup>(133)</sup>と拒絶されたように社会的上昇に不可欠な「客籍」エリートとの共同関係を形成出来ていなかった。また韋昌輝は監生の身分を購入したが、この「捐納」人員は「未だ読書していないため吏治や民生に通曉しておらず、一旦俄かに外任を受けても問題が発生した時に茫として処理出来ない」<sup>(134)</sup>と言われ、その能力については清朝内部でも問題視する声が高かった。太平天国前夜の金田では古程村黄體正らが文人的素養を重んじる高度な「客籍」エリート集団を形成しつつあったが、経済力に頼った韋昌輝親子の政治的進出はこの傾向と相容れなかった。このため黄體正の主唱した三界廟修築、安良約創設では父韋源玠が銀四銭を寄付したに止まり、その

「紳著」リストに名前を連ねることは出来なかった<sup>(135)</sup>。つまり彼らは「客籍」有力宗族との対立によって再「漢化」による政治的地位の獲得を目指したが、その戦略は科挙エリートとの共同関係構築という地道な努力を欠いていた。彼らの性急な上昇への試みは成熟を遂げた「客籍」エリート集団と接点を持ち得ず、却って「冷籍」による既得権益への挑戦と見做されて排斥を受けたのである。

(b) チワン族の抵抗運動における結束軸の欠如と中国専制王朝

こうして太平天国前夜の金田における「客籍」と「土人」間の矛盾は、政治的発言権を独占した「客籍」有力宗族がこれを持たない「講壮話」を圧倒する結果となった。それは彼らを「客籍はこれを凌ぐも、あえて抗する者なし」という隷属的な状態に押し止め、科挙合格やエリート参入など中国社会で正統と認められた上昇の可能性から遠ざけた。また「獐牯老」という蔑称に示される差別的な風潮は、彼らの習慣や言語にも変化をもたらした。道光『桂平県志』は「居処や衣服、飲食は均しく齊民と同じ。ただ言語は土音を操り、客籍に対しては則ち広東平話を説すが、その儔類と話せば嘲嘲として皆獐牯話なり」<sup>(136)</sup>と述べ、元々「漢化」過程にあった「講壮話」はほぼ民族的な特徴を喪失し、唯一残った言語もこの地域で優勢だった「広東平話」（即ち白話。広東語系の土語）を併用するようになったという。この二重言語生活の意味を伺わせる興味深い事例として、太平軍参加者を生んだ金田茶調村陸氏が挙げられる。彼らは元来「講壮話」であったが、「他人の欺凌を受ける」ことを嫌って言語を「講白話」に改めようとした。だがその訛りを払拭出来ずに漢族の侮辱を蒙ると、「拉陰」を行なって報復した。ここで「拉陰」とは「潯民の構訟する者は、ややもすれば我が墳墓を掘り、骸埋を搶去したと曰う」<sup>(137)</sup>とあるように、死者に対する拉致行為を指す。「客籍」エリートの優位を前に彼らが「講壮話」であることを隠そうと図り、また風水が盛んだったこの地の漢族社会の習慣を受

容しながら屈折した抵抗を見せたことが窺われる。

だがチワン族が漢族有力宗族の圧力に対抗出来ず、自らの民族的特徴を喪失していった背後には、その移住経緯に規定された一定の分散性と村寨、土官に対する中国王朝の弾圧に起因する結束軸の欠如があった点を見逃すことは出来ない。康熙六十年（1721）に広西巡撫高其倬は次のように述べている

広西地方は獠獍が十の四、五を占め、その風俗は互いに仇殺を好むが、所管の官に対しては皆軽々しく抗拒しない。もし獲罪の人がいて地方官が捕捉しても、それは深山に逃匿して漏網を希図するだけで、また敢えて拒捕しない。間々抗拒する者もいるが、奴才が情形を細察したところ、その内実に獍人が強梁したのは十の二、三で、地方官の審断が不公平だったり、官役が需索したためにこれを激して然らしめたのが十の六、七であった……。およそ獠獍は内地の人と比べられないとはいえ、皆田土房舎を持ち、安守度日を思っているのである……。

査するに所属の獠獍は俱に皆安静であるが、ただ太平府属鄧横寨の獍人は拒隘して出ず、慶遠府属福祿里の獍人は錢糧を久しく未だ完納していない。以前兵役を遣わして往捕したが、擒獲することは出来なかった。奴才が鄧横寨の情形を細訪したところ地方官に激迫需索はなかったが、彼らが隣村の牛隻を搶奪したことに對する捕拿が余りに急で、却って畏怖れて出なくなった。そこで同知王以豊をその寨中に至って牛隻を賠還するよう諭させ、その改悔を許すと共に、地方官に滋擾させず安静に度日させた。すると各獍人は老幼を隨えて頂香叩頭し、その寨目十人は該員に従って省[桂林]に至り脚草服罪した。また奴才が責諭を加えて帰業させたところ、彼らは帰った後に牛隻を賠出し、防寨の竹圍を自ら切り倒して事を起こさなくなった<sup>(138)</sup>。

史料によるとチワン族は「安守度日」を願い、漢人官吏による「審断の不公平」「需索」がない限り「抗拒」「強梁」することは少なかった。【表1】は清

【表 1】 清朝檔案史料に見る広西チワン族の抵抗運動<sup>(a)</sup>

	年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
ア	康熙初年	南寧新寧州	◎渠機、那勒等村が「聚党」して「抗欠塩税官糧，立寨拒捕」し，州城を包囲したが，生員黃殿郷がこれを弾圧した	光緒『新寧州志』巻4。
イ	康熙61年 (1722)	鎮安奉議州	◎坡洪村の羅文剛は「糾合悪党，伏莽劫奪」し，自ら「傲国公」を名乗ったが，雍正4年に州判邵銓が鎮圧した。	光緒『鎮安府志』巻20。
ウ	雍正元年 (1723)	柳州雒容県	◎東塘村の「獞賊」莫貴鳳は「兄弟子姪及族姓人等，共居一村」を頼りに馬平，柳城，永福各県で「劫奪不法」を行なった。右江道萬際璋が曉諭すると「拒敵官兵」したため獞賊40余名を逮捕，殺害し，村寨を焼き払った。	『宮中檔雍正朝奏摺』第1輯，540頁。
エ	雍正元年 (1723)	柳州來賓県	◎新旧，王二，白藤村の「獞賊」覃扶成らは「糾衆持械」して客商白際和の船を襲い，米穀，衣服を強奪した。副将蔡成貴らが弾圧すると四散して森林に隠れたが，41名が逮捕。総督孔毓珣は覃扶成ら8名を省内各州県の「撫丁」として強制移住させ，その「党類」を解散させた。	『宮中檔雍正朝奏摺』第2輯，122，201頁。
オ	雍正3年 (1725)	平樂修仁県	◎十排木料村の「獞蛮」は「攻劫鄰村，聚衆拒捕，民不得耕」であった。官軍が村内に「止拿獲賊首，餘衆許令自新」と布告して略奪を禁じると，「渠魁」は逮捕された。	『宮中檔雍正朝奏摺』第4輯，488頁。
カ	雍正3年 (1725)	慶遠天河県 慶遠宜山県	◎天河福祿里の「獞人」は「高山深谷」に頼って錢糧を納入しなかった。康熙59年(1720)の弾圧後に巡撫高其倬が錢糧を「不収火耗」とし，互争を「從公斷結」すると，獞人は自ら県を訪れて不足分の錢糧を完納した。だが敵崗村の覃貴翁らは「目無法紀」で，三年間に「殺擄」「盜牛」等の積案が23件に上った。そこで巡撫李紱らは「其田地禾稼俱在隘口之外」に着目し，八月に官兵1200名，	『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第8冊856頁。『宮中檔雍正朝奏摺』第4輯，898頁。第5輯97，371頁。道光『天河県志』巻下。道光『慶遠府



明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		南丹等の土兵を動員して隘口を閉鎖し、収穫を阻んだ。また「暁以利害，諭以禍福」したところ、「坐困」した覃貴翁ら主犯9名が投降した。さらに提督韓良輔は宜山県那隘，三盆の「蛮獠」にも弾圧を加え，覃応太ら19名を投降させた。	志』巻19。
キ 雍正4年 (1726)	慶遠天河県	◎先に投降した福祿里大莫村の莫東旺は，韋順学殺害の罪で「枷責追贓」とされた。彼の子莫弘清，羽党莫文光らは「糾集多人」して天河県獄を襲い，莫東旺を奪い返した。知府徐嘉賓らが「懸賞買線，分布搜捕」すると，翌年長崗に潜伏していた莫東旺は土人に捕獲された。	『宮中檔雍正朝奏摺』第7輯，257，831頁。第8輯，538，4716頁。
ク 雍正5年 (1727)	泗城西林県	◎平楽富川から西林敵康地方へ移住した蔣友橋は，「土悪」潘定遠と租佃関係を結んだ。潘は蔣が山地に栽培した粟米を把甘に「恃強割去」させ，蔣の妻や弟を殺害した。西林県が把甘を捕えると，潘らは護送途中の把甘を奪回したが，副将梁名望が田州の土兵を率い弾圧すると投降した。	『宮中檔雍正朝奏摺』第8輯，789頁。第9輯，170頁。
ケ 雍正6年 (1728)	泗城西隆州	◎「凶目」顔光色が頭目蘇文斌（漢族）殺害事件に対する知州劉徳健の処分に抗議し，八達寨に立てこもった <sup>(b)</sup> 。	『宮中檔雍正朝奏摺』第10輯，615，704，901頁。第11輯，48，574頁。
コ 雍正7年 (1729)	慶遠思恩県 慶遠宜山県	◎康熙末年より得勝鎮の人畜を劫擄していた思恩都亮の「積匪」莫大恩，覃海碧らは，雍正6年に思恩県東門を襲撃して欧成珠の叔父を殺害した。官が覃海碧を捕えると，莫大恩は護送途中に「衆賊」を率いて覃を奪回した。また宜山三巢の「積賊」藍明寛，藍朝若が「恃險出劫，捉人入崗，靴禁勒贖」したため，知府徐嘉賓はこれらを弾圧した。また事件後慶	道光『慶遠府志』巻19。『宮中檔雍正朝奏摺』第15輯，470頁。

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		遠府同知を得勝鎮に移駐させ、龍門土舎を廢して龍門司巡檢を置くと共に、南丹、東蘭、那地土州の土兵を各要隘に入植させ、「撥給山地、自行墾種」させた。	
サ 雍正 7 年 (1729)	思恩上林県	◎明代八寨チワン族反乱の拠点だった西撫六便村の「崗蛮」樊匡料、樊李王親子は、「族繁党衆」に頼って「劫掠搶奪」を行なった。賓州知州王瑛が弾圧して六便村を焼き払い、涿村山に逃れた樊匡料は「拒捕」して殺された。また龍羈に潜伏した樊李王ら約 60 名も逮捕された。	『宮中檔雍正朝奏摺』第 14 輯, 269, 855 頁。第 15 輯, 470, 538 頁。民国『上林県志』卷 9
雍正 7 年 (1729)	思恩土田州 鎮安帰順州	◎帰順土人李天保、「盤王」李金星は広東電白人徐召年と田州で「造謀偽号」「偽造印札」した(詳細は本文)。	
シ 雍正 8 年 (1730)	柳州来賓県	◎北五里の「獯棍」韋学祖と土舎石良玉は「南北二覇」を称え、韋学祖は「擄人妻女、占人村庄」して被害は来賓、馬平二県に及んだ。また来賓「獯民」覃妙印が遷江民婦盧妖石を恨んで殺害し逮捕されると、石良玉は「糾集党類」して覃妙印を奪回した。総督鄂爾泰は弾圧を厳命し、二人は共に逮捕された。	『宮中檔雍正朝奏摺』第 15 輯, 470, 538, 618 頁。
雍正 9 年 (1731)	思 明 府	◎「勾党劫掠」した鄧横寨を総兵蔡成貴らが弾圧し、翌年思明府を改土帰流して寧明州とした(詳細は本文)。	
ス 乾隆 2 年 (1737)	太平寧明州	◎力奪、琴力村の「土悪」黄兆運、黄勝文が「藉称修廟、統衆肆横」したため、土棍麻日斗の例に照して処刑した。	『高宗実録』卷 47
セ 乾隆 5 年 (1740)	慶遠永順司	◎白土、邸索十八村寨の「賊首」藍明反、覃奉恩らは康熙年間から「捉民人男婦、靴禁拷掠、強佔閩女、勒贖父兄」し、永順司土官鄧氏の支配に「不納錢糧、不当差役」と従わなかった。乾隆 4 年に藍が民人鄧天相の耕牛 54 匹を盗むと、龍門	道光『慶遠府志』卷 19。『高宗実録』卷 119, 124, 142。

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		<p>巡検楊師游は「贖回」に応じるよう説得したが、藍は「爾為官食肉，当肥何瘦也」と楊を侮辱して追い返した。また覃は街人黄顕明殺害事件で逮捕された羅扶美らを護送途中に奪回し，村寨に「高壘深溝，密佈鎗炮」して抵抗した。</p> <p>乾隆5年にベトナム動乱と義寧，湖南苗族楊老岩反乱の影響を憂慮した総督馬爾賽は，参将楊剛，右江道李錫泰に漢土官兵3000名で白土，邸索を攻撃させ藍，覃らを逮捕，処刑した。また村寨を破壊して投降者を「俱於平坦之处，分村安插，不許仍住旧巢」と強制移住させ，藍，覃の所有地田租33600斤を没収して「招佃耕種」させた。さらに白土，邸索両村を宜山県轄に改め，巡検，外委各一名を新設して官兵100名を駐屯させると共に，三巢の頭目から堡目1名を選んで「招募郷勇，協同巡緝」させた。</p>	
ソ	乾 隆 6 年 (1741) 思恩遷江県	<p>◎雍正7年に広東恩平偽札事件で手配された元東安県書弁李梅は広西に至り，「開窖挑銀」を唱えて興業県の譚煥禹らと「以挖窖妖言，煽惑愚民，潜謀不軌」した。また遷江の廖士美，梁文成，黄老二らは李彩（李梅弟）と石推村に集まり，黄巾，黄衣姿に「天与道行」旗を掲げて遷江県城を襲撃した。李梅，李彩は北流，上林で捕まり，夥党の西隆王文甲，貴州永豊州黄三も逮捕されたが，その主犯とされた李捷三，李開花は行方不明のまま結案となった。</p>	『康 雍 乾 時 期 城 郷 人 民 反 抗 闘 争 資 料』 下 冊， 615 頁。 『高 宗 実 録』 卷 147， 150， 167， 187， 189， 191， 219。
タ	乾 隆 25 年 (1760) 潯州府貴県	<p>◎五山五里の総約だった「獯民」韋志剛はチワン，ヤオ族を支配して「汗」「老爺」と呼ばれ，広東訟棍を招いて「侵占民田，包攬詞訟」した。巡撫鄂寶は韋を「造械聚糧，謀為不軌」と告発して知県</p>	『高 宗 実 録』 卷 609， 610， 611， 612。

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		石崇先の解任を求めたが、調査の結果「尚無実跡」とされ韋が流刑処分となった。	
チ 乾隆 38 年 (1773)	思恩上林県	◎唐米村の「獍匪」陸李能は「異人」から「呼風喚雨」の術を授けられ、「夢寐鬼神」によって「鼓惑村愚，糾衆数百，堅住村内，妄敢称王」した。また逆詞に「岑大將軍助兵」と記し，陸特添らに田州土知州岑宜棟（逆詞には岑匡雄の名あり）へ出兵要請の手紙を持たせたが，途中古零土巡檢覃子儀に捕えられた。官兵が弾圧に向かうと，陸李能は百数十名で「拒捕」したが，田州岑宜棟の「覓線追捕」などにより白山司で逮捕された。	『宮中檔乾隆朝奏摺』第 33 輯，192，206，207 頁。第 34 輯，81，155，538 頁。『康雍乾』下冊，693 頁。民国『上林県志』卷 9，16。
ツ 乾隆 39 年 (1774)	柳州府象州	◎柳城県の梁上董は「素吃長齋」で，乾隆 16 年（1751）に羅城県の龍及海と蘇州観音山で焼香した折，徐万九の経坊で「誤信可以護身」して羅教榜文を購入した。同 22 年（1757）に「売貨」のため象州に至った梁は，「為人看地」「吃齋」の恭城県民閉恒道に会って「念経」を勧め，翌年再び蘇州で護道榜文を求めた。同 37 年（1772）に「挑買木耳」のため象州長安村の「獍民」覃元秀家を訪れた梁は，覃と堂兄覃扶揚，隣人區仕彰に「吃齋」を学ばせ『五戒観音呪』等を筆写させた。また閉も象州呂靖猷，陳扶通，覃君會らに「吃齋念経」を教えたが，區が搜索を受けると梁らも捕えられ流刑となった。また羅城の陸仁，柳城の潘興太と蘇州徐万九らも連座して処罰された。	『宮中檔乾隆朝奏摺』第 35 輯，245 頁。第 36 輯，400，505 頁。
テ 乾隆 45 年 (1780)	慶遠宜山県	◎西巢火把，甘崗村の「賊匪」韋東省，覃老二是「肆竊牛馬等物，為害多年」であった。盜難に遭った紳民王宏翰，黄国屏の訴えにより宜山知県舒德彰は弾圧を図ったが，「巢崗險阻，兵差莫能進擒」	『宮中檔乾隆朝奏摺』第 51 輯，125 頁。道光『慶遠府志』卷 19。

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

年代	地区	運動の内容と弾圧経過	出典
		のため韋東省を誘き出して逮捕した。さらに乾隆47年(1782)までに覃老二らを捕えて「斬絞」「発遣」処分とした。	
ト 乾隆46年(1781)	平樂修仁県	◎修仁「獯民」覃必俊が「飭禁夫役碑文」を代書すると、これを恨んだ書役は覃を捕えて知県台霖に「杖責身死」させた。その子覃老貴は「控告」のため広東の両広総督衙門を訪ねたが、衙役に阻まれて「含冤莫訴」のため「用刀自刎」した。乾隆帝は総督巴延三らを叱責し、知県台霖、広州副将米自仁を処分させた。	『高宗実録』巻1143, 1145。
ナ 乾隆48年(1783)	思恩上林県	◎韋建輝、莫榮彩ら23名は「叔姪兄弟、俱係積匪猾賊」で毎回数人で耕牛、鶏鴨、衣服、食物、倉穀等を23回にわたり奪った。うち黄善秀は父黄盛世が呈送したが、知県朱錦は「賊犯零星錯居、難以全獲」を理由に「掩飾」を図り、巡撫朱椿によって解任された。その後韋建輝ら22名も逮捕され、流刑等の処分を受けた。	『宮中檔乾隆朝奏摺』第58輯, 710頁。
ニ 嘉慶5年(1800)	潯州桂平県	◎韋亞應、方亞十、覃亞長は幼童凌阿滿、王程養が放牧していた耕牛七頭を奪おうと図り、凌を窒息死させたが、黄学超に発見されて逃走した。後に韋は逮捕、処刑された。	『仁宗実録』巻63
ヌ 嘉慶13年(1808)	柳州来賓県	◎貴県で「販馬」していた広東南海人顔亜貴は、来賓樟木墟で「挑売雑貨」の南海人顔超に「語句悖逆」の『桃園歌』を授けられ、天地会の結成を勧められた。顔亜貴(師傅)は「遇事幫助、可保守家財」と唱えて李太芳(大哥)、韋特盛、邵特元、覃特全ら22名を入会させ、那錢村の古廟で「結拜」した。また李太芳に「悖逆」の秘密を告げた。 分界墟で「教誦」していた来賓県生員	『天地会』七207, 215, 219, 221, 224, 226, 228, 231, 276, 277頁。民国『来賓県志』上篇, 氏族。

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		<p>蔣声隼（師傅。原籍全州）も嘉慶12年に顔超から『桃園歌』を授かり、翌年武生范友蘭（大哥。原籍福建漳浦）、把総熊勝彪、莫義、陸老二、李太倫ら25名と地垆村で天地会を結成した。また蔣から歌詞の意を告げられた范友蘭は、自ら師傅となって韋勝明（大哥）、林亜選、黄扶求、梁祖因ら19名と「拝会」し、韋勝明に「広東洪啓勝等謀逆情由」を告げた。</p> <p>さらに李文達（来賓県人）は嘉慶12年に分界墟で顔超と知り合い、翌年天地会の結成を勧められた。李は息子李太忠を師傅、監生李含芳を大哥とし、「籍隸来賓、耕種手芸度日」だった楊西徳、覃扶信ら10名を誘って盤龍村で「拿刀架叉、令衆人站過、飲鷄血酒」の儀礼を行なった。また顔超、顔亜貴、蔣声隼を含む14名と李村古風廟で「拝会」し、顔超を総師傅、顔亜貴、蔣を師傅、李文達を大哥とすることに決めた。</p> <p>この他来賓の李太芳、熊勝彪、周亜敖らは自ら師傅となって天地会を結成した。広東から来賓に移住した翁老八も「小販」仲間の武宣人余老八らと、賓州の楊社新は馬平人卓亜掌らと各々「拝会」した。また顔亜貴らが逮捕、処刑されると、「毎会三、四十人不等」だった12の天地会組織の会員武生韋佩金、生員岑彭超ら555名が自首した。彼らは「只図保身家」「与『桃園歌』無涉」であったため、一部が処分されるに止まった。</p>	
<p>ネ 嘉慶14年 (1809)</p>	<p>鎮安向武州 鎮安奉議州 思恩土田州</p>	<p>◎嘉慶12年に向武土州へ至り「堪輿」していた広東始興県生員林琼宴は、荷墟で福建汀州人游徳（師傅）から「愁悉結拝天地会、可以騙錢使用」と誘われた。林は劉英才（大哥）ら6名と共に「拝</p>	<p>『天地会』七、247、257、269、294頁。</p>

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		<p>会」し、游から「開口不離本、出手不離三」の暗号と「順天行道」と記された紅布腰凭を授かった。翌年林琼宴（師傅）は奉議州、陽万分州で張経伯、劉文徳、唐添佑、陳有恒、陳喬泳、陳茂興（共に大哥）ら300余名を集め、7度にわたり「拝会」した。</p> <p>嘉慶13年に張経伯、陳有恒は何慶堂、周文運、唐老晩、王老三（共に師傅）と奉議州各地で12度「拝会」し、「土人」の周卜一（大哥）、神名佑らに「遇事有人幫助、並可保守家財」と誘って200余名を入会させた。また周文運、唐老晩は蕭澤青、張造生、潘老柴、曾亜閏（共に師傅）らと田州各地で9回「拝会」し、「土人」陸老大、梁卜二、黄亜礼、黄亜路、黄亜演、李苗子（苗族？）ら250余名を天地会に入会させた。</p> <p>嘉慶8年（1803）に奉議州へ至り「打鉄」していた福建永定県人鄭司務は、嘉慶13年に周文運の勧めで「拝会」した。同年鄭、周は「土人」陳亜寧、陸老四、陸亜趙及び神名佑、陸老大らのチワン族会員と、奉議、田州、天保、凌雲各地で15回の窃盜、恐喝事件を犯した。梁卜二も田州「土人」黄ト喜を入会させ、田州韋亜挙家を襲撃した。これらのチワン族会員は逮捕、処刑されると、その家族も六百里の外地へ強制移住の処分を受けた。</p>	
<p>嘉慶15年 (1810)</p>	<p>南寧宣化県</p>	<p>◎嘉慶11年（1806）に広東南海人梁大有、欽州人何有信は宣化で天地会を結成し、当局の弾圧を受けた。4年後「傭工貿趁生理」していた宣化人沈惠平（大哥）、永淳人蘇義興は、「希図出外搶劫、並遇事得人幫助、免致受人欺侮」のため</p>	<p>『天地会』七、192、196、273頁。道光『南寧府志』卷39。民国『邕寧県志』卷33。</p>

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		譚大工（師傅）、梁懋寧ら 41 名（多くが宣化県人）と天地会を結成した。梁は「訛詐銭文」を図り、黄万能らを「無銭借給、定要遊人搶劫」と脅して銭一千文を奪ったが、沈と共に逮捕され「復興天地会」の罪で処刑された。	
ハ 嘉慶 15 年 (1810)	思恩上林県 思恩府賓州	<p>◎嘉慶 12 年に上林で「売薬傭趁」していた広東人潘老草らは李桂（四川西昌人、大哥）、周宗勝（広東南海人、二哥）が作った天地会に入り、「遇事彼此幫助、不許悔盟」の誓いを立てた。また翌年上林、宜山で「傭工度日」していた広東南海人鍾和超（師傅）も、朱常脚（大哥）らと添弟会を結成して武器を密造し、「仇恨」のあった宜山懷遠鎮宋青家を襲撃した。</p> <p>賓州で「傭工度日」していた蕭彩章は同村の覃理香（大哥）に誘われ、蕭亜宜、藍吟保（共に賓州人）と天地会に入り蒙帽隴を二哥とした。蕭らは上林人韋特受、賓州人卓社福と上林県生員李郭の家を「行劫」すると、「会外之人」だった韋、卓を入会させ「補拜」儀礼を行なった。また上林生員蘇有飄、武拳人吳貴彰の家を襲ったが、逮捕され処刑された。</p>	『天地会』七、201、204、206、286、289、291、292、330 頁
ヒ 嘉慶 16 年 (1811)	思恩武緣県 鎮安天保県 思恩上林県	<p>◎武緣県城外の生員林崇三は乾隆 56 年（1791）に浙江人范七から符呪書を授かり、「我命運将来必定大貴」「可以調遣陰兵神将」と唱えて鎮安一帯で名を馳せた。嘉慶 12 年に天保県人唐明三（本名韋仔相）は盧大柏らと天地会を結成して師傅となり、同 14 年には「素有邪法、善于隱避身軀、不令人見、兼之手段高強」のため総大哥に推された。</p> <p>嘉慶 12 年に帰順州人李添保（即ち黃添保。祖父の代に広東南海から帰順に</p>	『天地会』七、308、309、313、317、323 頁。 光緒『武緣県図経』巻 7。



明清朝，広西チワン，漢両民族の移住と「漢化」

年代	地区	運動の内容と弾圧経過	出典
		<p>「寄居」。大哥)は上林県に至り，同県会水橋人劉光彩と天地会(龍華会)を結成した。李は天保に至って唐明三と会い，唐を絵大哥として崇めた。</p> <p>嘉慶15年に唐明三は武縁林崇三に手紙を送り，その門下に投じて「希図幫助，同作事業」を願った。林は毎月陸方洞で「拜会」して「重華大王」(重華協帝の意)を称え，戲班の蟒衣王帽を身につけて会衆を跪かせた。また唐を宰相，李偉を随意王とし，方学韶ら十数名を各部尚書に任命した。唐明三も護国総帥を自称し，簿籍を管理していた李添保に「一同出力，就有官做」と語り，李を福祿殿總理掌部に命じた。李も「貪図做官」のためこれに従った。</p> <p>嘉慶16年に唐明三は「家道殷実」だった土田州土目岑鴻緒の家を襲撃しようと図り，林崇三，李添保に武縁，上林で会員を集めるよう要請した。林は会衆に「供給銀両，積備口粮」させて準備を進め，李も「青赤辛未年」(青赤は天地の暗号)と記した虎頭論帖を劉光彩に与え，会衆を動員させた。南寧宣化県で会員楊二が捕えられ事件が発覚すると，李は唐を訪ねてベトナム逃亡を相談したが，帰順湖潤寨卜村黄元済の家に潜伏した。林崇三，唐明三，李添保はいずれも逮捕され処刑された。</p>	
フ 嘉慶16年 (1811)	南寧宣化県	<p>◎宣化で「耕傭小販度日」だった曾庭榮，蔣運珍，陸部羨ら宣化県人27名は，盧得盛ら広東欽州，靈山人21名と「遇事有人幫助，又可搶劫得財」のため天地会を結成し，曾を大哥，蔣を師傅とした。また曾，蔣，朱元華ら5名は頭人と称して，曾巨還，李輻華ら各地の「殷実人</p>	『天地会』七，338，344頁。

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		<p>家」を「逼脇入会」させ、錢文を瞞し取った。</p> <p>嘉慶 16 年に彼らは宣化県人李元畛の家を襲撃し、銀錢や衣服、水牛 4 頭などを奪った。李がこれを訴え、曾庭榮の弟曾庭相を逮捕すると、彼らは曾庭相を奪回するため三官堡巡檢衙門を襲った。だが曾らは逮捕、処刑された。</p>	
へ 嘉慶 19 年 (1814)	慶遠忻城県	<p>◎忻城外堡の藍扶惠、韋広昌らは弟兄会を結拜し、「竊掠」を行なった。「紳衿」の莫欺（忻城土知県莫氏の一族）が団練を結成すると、藍扶惠らはこれを恨み、莫欺の村を襲って耕牛、財物を略奪した。莫欺は村人を率いてこれに反撃し、藍扶惠らは逮捕されて処分を受けた。</p>	道光『慶遠府志』卷 19。
ホ 嘉慶 20 年 (1815)	慶遠忻城県 慶遠宜山県	<p>◎忻城外堡の韋老四（常老四）は宜山県人文幅寿ら 43 名と弟兄会を結拜し、韋を大哥とした。また文幅寿は「稔知添弟会口号」の古老三ら 40 名と「共相幫助」のため天地会を結成し、文を大哥、古を師傅とした。まもなく韋、文、古は逮捕され、古と覃士見が前年に羅城曹中理の家を「行劫」した事実も明らかとなった。彼らは死、流刑となった。</p>	道光『慶遠府志』卷 19。 『天地会』七、365 頁。
マ 嘉慶 20 年 (1815)	南寧土忠州	<p>◎嘉慶 18 年に汪定湖（大哥）、英成杰（師傅）は「土人」李維剛ら 18 名と「拜会」し、嘉慶 19 年にも「土人」何資敬ら 26 名と「拜会」した。同年汪は吳挙と「斂錢拜会」を図り、「土人」莫玉綱ら 26 名を集めて「分飲血酒、伝授口号」の儀礼を行なった。また師傅となった汪は大哥の吳挙に「会中大哥凭據」として抄本を与えた。</p> <p>土忠州生員の吳中聘は吳挙らの拜会を知り、これを訴えることを名目に「斂錢</p>	『天地会』七、364 頁。『広西会党資料匯編』131 頁

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		<p>漁利」を凶ったが、村人の反対を恐れた。そこで生員李大緒、黄淳と良民会を組織し、「出銭入会、即為良民。如不出銭、即為匪類。編造良民、匪類兩冊」と決め、隆振安らに各村から70余貫を徴収させた。呉挙、莫玉綱らは出銭したため良民簿に入ったが、出銭しなかった者は拜会の事実がなくとも匪類とされた。</p> <p>嘉慶19年に呉中聘は匪類簿を持って南寧府に訴えたが、「糾衆斂錢」の事実が発覚して生員資格を剥奪された。呉中聘は族人呉中訓（呉挙の寄子）に呉挙が所蔵していた「大哥凭據」の抄冊会簿を盗ませ、これを「借貸挟嫌」だった何榮貴の所有物として嘉慶20年に考試のため柳州を訪れていた学政朱方増に訴えた。捜査の結果汪定湖、呉挙は拜会を理由に死罪、呉中聘は流刑となった。また「土人」莫玉綱らは家族共々強制移住の処分を受けた。</p>	
ミ 嘉慶20年 (1815)	思恩遷江県	<p>◎遷江県人の黄有為は巫老三と「孤身出外、恐人欺侮」と語り、「遇事得有幫助」のため天地会を結成した。彼らは24人で「每人錢二百文」を出し、「拜会」の儀礼を行なって巫老三を師傅、黄有為を大哥とした。</p>	『広西会党資料匯編』137頁。
ム 嘉慶21年 (1816)	柳州府融県	<p>◎嘉慶16年に「傭趁度日」していた融県人龍超一は薛老五（師傅）の勧めに従って天地会に入り、龍時雨を次師傅、莫矜を大哥とした。嘉慶21年に龍超一は「遇事幫助、糾衆斂錢」のため融県人蘇三槐、黄有連ら33名と天地会を結成し、鍾亜青を師傅、龍勝雲を大哥とした。さらに黄有連は54名と「続行拜会」し、自ら大哥となった。</p>	『広西会党資料匯編』138、140頁。

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		<p>事件が発覚すると龍超一、黄有連らは「復興添弟会名目」の罪で死罪となった。また広西巡撫慶保が県内各村で「凡有被誘之人，若果真心悔改，及早赴官具結，尚可予以自新之路，否則一經獲到，立治重罪」と曉諭させると、417名が自首したため、彼らを造冊取結して保甲に編入した。</p>	
<p>× 嘉慶 25 年 (1820)</p>	<p>慶遠宜山県 慶遠思恩県</p>	<p>◎宜山東江墟の藍茂俊らが乾隆 57 年 (1792) に新墟を立てると、旧墟の廖庭桂はこれを訴え、以後新旧両墟は「時常争角結怨」した。嘉慶 25 年に廖の同族廖五桂が旧墟墟長になると、藍の同族藍耀青らはこれに服さなかった。同年新墟人藍扶侯が旧墟人韋方林の錢物を奪うと、廖五桂は「新墟人多半賊匪」と宜山県に訴え、張亞順（原籍広東。新墟で開舗生理）、藍耀青らが「枷責」処分を受けた。</p> <p>嘉慶 24 年に東江墟人韋喬貴は広東移民黄大肚と「出外孤単，恐人欺侮」のため天地会の結成を相談した。また 25 年に東江墟人文添保は拝会歌詞や表文を所蔵していた思恩人韋芳桂（大哥）、広東人姚広（師傅）らと「拝会」し、「有忠有義圈下過，無忠無義刀下亡」の儀礼を行なった。</p> <p>天地会員となった文添保は藍耀青、張亞順らに「有人幫助，不怕外人欺侮」と語り、黄大肚を含む 46 名で拝会して文添保を師傅、藍耀青を大哥とした。さらに藍耀青は韋喬貴（大哥）ら 38 名と再び拝会し、自ら師傅となった。</p> <p>藍耀青の拝会后、廖五桂は彼らの「強横」ぶりに憤り、「欺侮」を受けぬよう龍虎会を結成した。だが入会者がいないことを恐れた廖は、大元帥、通議師、総</p>	<p>『広西会党資料匯編』157, 166 頁。『天地会』七, 393 頁。道光『慶遠府志』卷 19。</p>

明清朝, 広西チワン, 漢両民族の移住と「漢化」

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		老大等の称号を記した「逆示」を貼り出して逮捕された。また藍, 文, 張, 思恩の姚, 韋も捕えられ, 「各自争強, 糾人拜会」「復興添弟会名目」の罪で死罪となった。	
モ 嘉慶 25 年 (1820)	柳州府融県	◎融県人の龔個庚(師傅)らは「耕備度日」していたが, 吳冬保(大哥)と「遇事得有幫助, 並可騙錢分用」のため天地会を結成し, 42 名が錢 400 文ずつ出して「拜会」儀礼を行なった。保甲編查のため下郷した知県李連城は龔らを逮捕し, 龔個庚を処刑した。	『天地会』七, 401 頁。
ヤ 嘉慶 25 年 (1820)	慶遠思恩県	◎思恩人楊隴(大哥), 韋現標は「耕備, 小質度日」していたが, 湖南清泉人李約と「遇事得有幫助, 並可騙錢分用」のため天地会を結成し, 思恩県役崔松ら 79 名と錢 360 文ずつ出して「結拜」儀礼を行い, 羅貴才を師傅とした。また韋現標は韋翠ら 87 名と別に「拜会」し, 李約を師傅, 韋現標を大哥とした。彼らの多くは逮捕, 処刑された。 道光元年(1821)に知県張培春は「開導四郷紳民, 逐村遍立保甲」させた。また『約条』を刊刷して紳士を約長とし, 「土話」で村民に「宣諭」させた。	『天地会』七, 404 頁。道光『慶遠府志』卷 19。
ユ 嘉慶 25 年 (1820)	慶遠南丹州	◎宜山人の韋艷袍(大哥)は「小販度日」して南丹八墟に至り, 高翔霄(師傅)らと「遇事得有幫助, 並可騙錢分用」のため天地会を結成し, 85 名を集めて「拜会」した。	『天地会』七, 408 頁。道光『慶遠府志』卷 19。
ヨ 道光元年 (1821)	思恩古零州	◎古零州の土目蘇遇潮とその子蘇特杏は「孤身出外, 恐人欺侮」のため, 土兵石桂香, 貴州, 湖南, 上林, 貴県人の梅老大, 羅順ら 11 名を集めて天地会を結成した。蘇遇潮親子は師傅, 大哥となって	『天地会』七, 411 頁。

年 代	地 区	運 動 の 内 容 と 弾 圧 経 過	出 典
		「紅布包頭」し、「開口不離本，出手不離三」の暗号を伝授する儀礼を行なった。 蘇遇潮の家で「幫工」していた李士才は彼らが「拝会」した事実を知り，胡友貴ら3名と蘇親子を脅して銀5000文を得た。蘇は李，胡の殺害を図り，石桂香らに彼らを捕えて断崖から突き落とさせた。一命を取り止めた胡が武縁県に訴えると，蘇遇潮親子は逮捕，処刑され，石桂香らは家族と共に強制移住の処分を受けた。	
ラ 道光3年 (1823)	潯州武宣県 柳州府象州	◎「耕傭度日」していた武宣人許光助(大哥)らは，象州人陸老活らと「遇事得有幫助，並可騙錢分用」のため天地会を結成した。彼らは43人で「拝会」し，鄧五一(師傅)と許は拝会口号を記した白布の腰凭を所有して師傅，大哥の凭據とした。許，鄧は逮捕，処刑された。	『天地会』七，417頁。
リ 道光7年 (1827)	慶遠宜山県	◎理苗馬兒村の韋扶努，韋士敏は23名で「結盟立会」したが，逮捕，処刑された。	道光『慶遠府志』卷19。

(a)：地方志に見える抵抗運動は代表的な事例を収録するに止め，また運動参加者がチワン族と確定出来ない場合は所轄の州県が少数民族地区区否か，「本地」籍を持っているかで判断した。

(b)：この事件については拙稿「明清期，広西チワン族土官の『漢化』と科挙」を参照のこと。

朝檔案史料等に見られるチワン族の抵抗運動をまとめたものであるが，多くが村寨を基盤として「牛隻の搶奪」や納税拒否，漢族客商，移民に対する略奪と拉致，或いは官憲に逮捕されたチワン族の奪回など散発的な抵抗を行なったことがわかる。これは小集団で波状的に移住し，定着後も「寨老」と呼ばれる非階級的な統率者を中心に各村寨の自立性が高かった彼らの居住形態に制約された特徴であった<sup>(139)</sup>。また「畏怖れて出なくなった」の記載通り地方官との接触が欠けていたために「郷里の土豪」として弾圧されたケースが多く，【ト】

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

の修仁県覃老貴のように冤罪の訴えが認められず広州の両広総督衙門で自害した例もあった。全体として平地に分散居住していた彼らの運動は山間部を拠点として反乱を繰り返した苗族、ヤオ族に比べ規模が小さく、明清交代期に「倣国公」を名乗った【イ】の鎮安府奉議州（現田陽県）羅文剛など一部例外を除くと漢族反乱のような政治性にも乏しかった<sup>(140)</sup>。

このチワン族の抵抗運動に対する中国王朝の対応を良く示すのは、前掲史料にもある鄧横寨の弾圧であった。鄧横寨は周囲が約三里、三甲から成る人口千人余りの村落で、元々思明府（現寧明県）土官黄氏の支配地であったが、万暦年間の「紛争」の結果流官同知の管轄となり、その錢糧は思明府学の経費等に当てられた<sup>(141)</sup>。だが村民莫賓昌、黄選高らは高其倬による「招撫」後も漢人官吏の統治に従わず、「軍器を収蔵し」「高く石墻を砌り、遍く深壕を掘」って抵抗した。雍正五年（1727）に思明土知府黄觀珠の説得で鄧横寨は再び投降し、「村庄を露出」させて村民莫恒が強奪した明江客商梁圖書の貨物等を弁償した。しかし雍正八年（1730）に強硬派の総督鄂爾泰は「懲治」の方針を決定し、同年八月から左江総兵齊元輔に官兵六千名で攻撃させた。これに対して鄧横寨のチワン族は「砲台を環築し、鎗眼を密閉して賊は中に身を蔵したが、兵は外にあって足を駐めることが出来ない」<sup>(142)</sup>と言われたように村落を要塞化し、近隣の雷蓬、那練二寨や徴発されたチワン族土兵の「私通私餽」を得て十か月にわたり抗戦した。結局鄂爾泰は三度「招安」を図る齊元輔ら広西官員を「庸懦」と非難し、子飼いの右江総兵蔡成貴を派遣して鄧横寨を陥落させたが、その際投降した頭目馮韋高らに「賊首」を殺害させた。また「衝圍逃竄」を試みた村民及び占領時に生け捕った二百名以上を虐殺し、「各寨の壕塘は現在指揮して填め、寨外の密竹も今すでに盡く伐採」<sup>(143)</sup>するなど村寨を破壊した。さらに雍正十年（1732）には「相近の朴実な民戸で田土がなく家室を持つ者を招徠し、平坡有水の処に居住させて別に村名を立て、[チワン族が] 遺した田地を開墾させた」<sup>(144)</sup>とあるように、漢族「民戸」の入植によるチワン族村寨の

解体が行なわれた。

この抵抗拠点となる村寨の破壊、解体は表中【ウ】の雒容県東塘村（莫貴鳳の拠点）、【サ】の上林県六便村（樊匡科親子の拠点）、【セ】の慶遠府永順長官司白土、邸索村（現宜山県。藍明反、覃奉恩の拠点）においても実施された。また【エ】の來賓県覃扶成反乱、【セ】の藍明反、覃奉恩反乱では「本犯を死罪正法し、家口父母兄弟子姪も俱に遷徙させよ」「平坦の処に分村安挿して旧巢に住むことを許さない」<sup>(145)</sup>とあり、投降したチワン族を強制移住させる措置が取られた。この他に鄧横寨の場合「剿定の後に乗じて各寨は十家を一甲に編定し、甲長一人を設けて居人の出入りを稽查させた……。新招の寨民及び那練等三寨の百姓は、每寨各々郷約正一名を設け、謹厚な者を擇んでこれに当てた。四寨適中の地に一約所を設け、該管の官は毎月朔望に『聖諭広訓』及び『大義覺迷録』を齊集聴講させて、礼儀を知らせて民俗が日に馴れることを期した」<sup>(146)</sup>という。国家による弾圧の矛先が村寨を基盤とするチワン族の社会組織に向けられ、土目や「寨老」によるチワン族固有の村内統治機構に代えて漢族風の保甲、郷約制度が置かれたこと、『聖諭』など中国王朝が正統と認めたイデオロギーを注入することで彼らの抵抗力を奪おうと図ったことがわかる。

次にチワン族がその抵抗運動において結集軸となし得る存在として、「寨老」にその起源を持つ土官があった。【チ】の上林県陸李能反乱が村寨を基盤としながらも、「岑大將軍が助兵する」<sup>(147)</sup>と唱えて田州土知州岑宜棟に援軍を要請したのはその例である。この土官とチワン族の関係、土官に対する中国王朝の態度を検討する事例として思明土府の改土帰流を取り上げたい。雍正十年（1732）に鄧横寨鎮圧後の処理を行なった総督高其倬は、「土民を統率出来なかった」土知府黄觀珠を批判して思明土府を土州に降格させ、安馬、洞郎など五十村を流官（寧明州知州）管轄に変更するよう上奏した<sup>(148)</sup>。この事実を知った官兄監生黄高朗、「奸目」周之賚、黄芳蘭らは「土府が黄瑞卿と上省し、彼ら管下の各寨を流官に売り渡した」と主張し、村民数百名と共に土府衙門を襲



明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

撃して「恃寵多事」だった広東人門役黄瑞卿を殺害した<sup>(149)</sup>。また洞郎村などのチワン族数千人が「五十村寨は死んでも帰流には従わない」「官兵が来たら必ず揃って救援に赴き、鄧横が兵に平服された二の舞を踏むな」<sup>(150)</sup>と唱えて呼応し、黄觀珠を「歛呼」して土府衙門に迎えた。これらの動きは土官が村寨を超えた広範なチワン族を結集する可能性を持っていたことを示唆しているが、中国王朝は抵抗運動の拡大を防ぐために弾圧を加えた。左江総兵施善元らは軍事力で威嚇しつつ、黄高朗ら首謀者を逮捕して「土民の戒め」とした。また「紳士目民」を集めて「流官の管理は一切の差徭賦役が土官より軽い」と説得し、田産戸役の「開報」に応じさせた。さらに土知府黄觀珠を解任して太平府に連行すると、当初の降格処分を変更して思明土府を廃止した。

元々土官は少数民族各村寨の支持を基礎に置きながらも、中国王朝によって政治的権威を付与されるという弱点を抱えていた。このため彼らは専制国家の意志に敏感とならざるを得ず、自らの存続を図る限り必ずしも少数民族の代表と成り得なかった。その代表は上林県陸李能反乱における田州土知州岑宜棟で、押収された「逆書」に匡国雄の名があったために「勾通」の嫌疑がかかったが、彼は「土目を選帯して覓線追捕」<sup>(151)</sup>と反乱鎮圧に協力して陸李能らの期待を裏切った。つまりチワン族の抵抗運動は中国王朝の弾圧によって村寨を中核とする社会組織が屢々解体され、土官が少数民族「官吏」としての制約を乗り越えられなかったために、自身の民族的特徴に基づく結集軸を形成することが出来なかったのである。

#### 4. チワン族の「漢化」と漢族下層移民

——韋昌輝親子の拝上帝会参加——

本節では太平天国期のチワン族の「漢化」を、彼らの抵抗運動における漢族下層移民の影響を手がかりとして考察する。また「漢化」の結果生まれた彼ら

のアイデンティティーの変容について検討し、韋昌輝親子が拝上帝会に参加した意味を明らかにしたい。

(a) チワン族の抵抗運動における漢族下層移民の影響

前節で検討したように、大多数のチワン族は漢人「客籍」エリートの支配の下で、上昇のきっかけを掴めないままその抑圧を受けた。また彼らの抵抗運動は結集軸となるべき村寨、土官に対する中国王朝の弾圧によって、分散性を克服することが出来なかった。

こうした限界に苦しんだチワン族にとって、広範な人々を糾合し得る組織と中国民衆運動に不可避な政治、宗教性をもたらしたのは漢族移民の影響であった。その最初の例として雍正七年（1729）に発生した帰順土州、田州の「妖人」李天保事件が挙げられる。李天保は田州街で「符水に借りて行医」していたが、同郷の帰順人「盤王」李金星から「羅平」「天兵天将」と記された「邪書」を授けられた。李天保はこれを用いて広東電白県人の徐召年らと「開化元年」と記された旗割を偽造し、「玉皇大帝、二仙娘娘が来たりて教化し、彼は玉符使法を賜わった。彼についていけば官となれる」「瘟疫を解き、兵火を避けられる」と宣伝した。この事件は彼らが凌雲県岑映翰（武举人、改土帰流を被った泗城土知府岑映宸の弟）に偽割の購入を誘ったことから発覚し<sup>(152)</sup>、李天保の逮捕と共に帰順州、雲南土富州、ベトナム都龍江に潜伏した李金星に対する捜索が行われた。また李金星の他にも「盤王」「莫王」を称した黄卜昌、莫敬曙らが逮捕され、南寧府横州でも符牌を散布した韋日富事件が明るみに出た<sup>(153)</sup>。以上の内容で先ず注目すべきは少数民族の代表者として「盤王」「莫王」の称号が唱えられた点であるが、また旗割の偽造過程で広東人徐召年が関わり、「玉皇大帝」「天兵天将」など漢族社会で広く信仰された神々が崇拜の対象となったこともチワン族の「漢化」を示す現象として興味深い<sup>(154)</sup>。

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

次に武装蜂起に発展した例として取り上げるべきは、乾隆六年（1741）に発生した【ソ】の廖士美、梁文成らによる思恩府遷江县城襲撃事件である。この事件では広東人李彩率いる数百人が黄巾、黄衣姿に「天与道行」旗を掲げるなど、歴代中国の民衆運動に屢々見られる行動パターンを踏襲した。また重要なのは鬱林州興業県譚煥禹と「窖を開いて銀を挑せん」と唱え、北流県で逮捕された元広東東安県書弁の李梅（李彩兄）であった<sup>(155)</sup>。李梅は雍正七年（1729）に広東恩平県などで「羅平」と記された旗割を偽造し、「交趾に李九葵の聚集した六十万の兵馬があり、十月に広西へ到る」「大兵と並んで瘟疫鬼魅が来るが、その割符を持っていれば瘟疫兵鬼を怖れることはない」<sup>(156)</sup>と主張した人物で、当初から李天保事件との関連を指摘されていた。武内房司氏の研究によると三つの事件は浙江、福建からベトナム南部に展開した「五公信仰」の系譜を引くもので、「下元末劫」「黒風巡世」「佩符免劫」を内容とする「劫」観念と「明王」と呼ばれるメシア待望説（遷江县城襲撃事件では李梅の子とされた「李開花」）をその特徴としたという<sup>(157)</sup>。李梅兄弟が広西で県城襲撃に関わり、李天保らが五公信仰を元に少数民族的色彩の強い「盤王」「莫王」を提起したことは、チワン族の抵抗運動に希薄だった政治性が漢族移民及び彼らが伝えた救済思想の影響によって鮮明となりつつあったことを物語っている。

この少数民族の抵抗運動に対する漢族移民の影響を示す例として乾隆五年（1740）の桂林府義寧県、湖南城歩、綏寧二県における苗族、ヤオ族反乱があり、広東南海県人黄順、湖南通道県人呉万全らは「李天保の名色を指称して苗族を煽惑」<sup>(158)</sup>した。また乾隆二十一年（1756）に貴州安南県のプイ族（チワン族と同系統）羅朝富は「子丑の年に黒風氷雹が起り、人畜は劫に遭う。書本符旗を転売すれば、災いを免れるばかりでなく官を得ることが出来る」と述べ、「羅平」と記された青旗を作成したという<sup>(159)</sup>。ここで五公信仰に特徴的な「劫」観念や「羅平」旗が再び現れた事実は少数民族地区における同信仰の広がりや伺わせるが、また李天保事件でも見られた「昇官」への約束が繰り返

し語られている点も注目に値する。漢族社会で人々を引きつけた「昇官発財」即ち官界進出による成功への要求が、漢族移民の手を通じて少数民族社会にも浸透しつつあったと見ることが出来る。

次に漢族移民によって伝えられ、広範な人々を糾合し得る組織としてチワン族に圧倒的な影響を与えたのは天地会であった。嘉慶年間に博白、平樂二県へ流入した天地会は瞬く間に広西全土に広がり、以後チワン族の抵抗運動も同組織の影響下に展開されることになった<sup>(160)</sup>。【表 1】に見える天地会系結社の活動例は十八を数えるが、当初は【ヌ】の来賓県における顔亜貴、顔超（共に広東南海県人）、【ネ】の向武土州における林瓊宴（広東始興県生員）、游徳、鄭司務（共に福建汀州府人）、【ノ】の宣化県における梁大有、何有信（広東南海県、欽州人）、【ハ】の上林県における周宗勝、鍾和超（共に広東南海県人）、李桂（四川西昌県人）など漢族特に広東移民の主導によるものが多かった。だが次第に「師傅」「大哥」と呼ばれた主催者は【ヌ】【ハ】の李文達、李太芳親子、熊勝彪、周亜教（共に来賓県人）、楊社新、覃理香（共に賓州人）、【ノ】【フ】の沈恵平、曾庭榮、蔣運畛、蘇義興（共に宣化、永淳県人）、【ホ】【メ】【ユ】の文幅寿、文添保、藍耀青、韋艶袍（共に宜山県人）、【メ】【ヤ】の韋芳桂、韋現標、楊隴（共に思恩県人）、【ム】【モ】の龍超一、龔個庚（共に融県人）、【ヒ】の唐明三（天保県人）、【ミ】の黄有為（遷江県人）、【ラ】の許光勳（武宣県人）など広西人が主流を占めるようになった。また【ヘ】【ホ】の藍扶恵、韋広昌、韋老四（共に忻城土県人）、【リ】の韋扶努、韋士敏（共に宜山県理苗馬兎村人）、【マ】の汪定湖、吳拳（土忠州人）など少数民族地区の出身者も少なからず見受けられ、【ヨ】の思恩府古零司の蘇遇潮親子のように「土目」が天地会を結成したり、【ネ】の周ト一、【マ】の莫玉綱ら「土人」が入会して強制移住処分を受けたケースもあった<sup>(161)</sup>。

このように天地会が広くチワン族を組織しえた第一の理由は、【ヒ】の唐明三が「我々天地会の規則では何処でも皆結拜を行なうことが出来る。七、八人

から三、四十人まで皆拜会することが出来、中には見知らぬ人も多い<sup>(162)</sup>と供述した緩やかな組織原理にあった。元々「天を拝して父となし、地を拝して母となす」擬制的な家族関係から出発した天地会は、上田信氏が指摘したように漢族社会における親族観念特に「兄弟」間の同質、平等性をその組織原理に持ち込むことによって勢力を拡大した<sup>(163)</sup>。それは広西への伝播過程でも繰り返され、師傅林瓊宴と天地会を結成した【ネ】の張経伯、陳有恒は自ら十二度「拜会」して二百余名を入会させ、そのメンバー周文運、唐老晩も別に二百五十名と九度の結拜儀礼を行なった<sup>(164)</sup>。こうした急速な発展は会内の上下関係が相対かつ可変的で、参加者が自ら師傅や大哥となって別組織を結成出来る天地会の柔軟な構造によってもたらされたと考えられる。また中国社会に広く見られた結拜兄弟慣行を基礎とした天地会は、八卦教文派のような師弟関係を通じた教義の伝授を伴わなくとも伝播が可能であった。【メ】の韋芳桂、【ホ】の文福寿が外地で購入した拜会歌詩や表文、古老三の「添弟会の口号」<sup>(165)</sup>に関する知識を頼りに拜会儀礼を行なったのはその例で、「山堂分峙」<sup>(166)</sup>と呼ばれた組織上の弱点を抱えながらも会員数の増大に役立ったのである。

次に天地会発展の理由として考えられるのは、相互扶助に力点を置き、地域社会の矛盾や対立関係に敏感な組織運営であった。これは福建、広東の下層移民を主構成員とした同組織の創設以来の特徴で、【表1】に示された広西人参加者も多くが「事に遇っては人の幫助が得られ、他人の欺侮を受けることを免れる」<sup>(167)</sup>ことを目的として入会した。無論天地会は国家の弾圧過程で「反清」性を併せ持つようになり、近年王熙運氏が凌雲県で発見した道光『天地会文書抄本』にも「我ら衆生の異姓は洪となり、後に中興の天下あらば、復明滅清してもってその仇に報いん」<sup>(168)</sup>と記されていた。また【ネ】の顔超は「明朝先鋒」「心と力を合わせ真主の江山を奪回しよう」と書かれた『桃園歌』を顔垂貴、蔣声隼（来賓県生員）らに授け、広東石城県の洪啓勝が「謀反」と宣伝した。しかしこれらの政治的言説は「『桃園歌』の本意は決して言っ

らぬ」<sup>(169)</sup>という顔超の指示によって秘密とされ、大哥となった李太芳、范友蘭、韋昌明に伝えられたに止まった。また表中で政治性が比較的明確なのは戯班の衣装を身につけて「重華大王」を名乗り、天保県唐明三らを宰相や各部尚書に任命した【ヒ】の林崇三（武縁県生員）であった。だが彼らの活動は帰順州に入植した広東南海県人黃添保が「李添〔天〕保」の名を用いて龍華会を結成し、林崇三、唐明三も「陰兵神將を調遣することが出来る」「邪法があり、隱避身軀を善くする」<sup>(170)</sup>と唱えるなど、前述の五公信仰など宗教組織の影響が強かった。

むしろ天地会の特徴を最も良く示すのは、宜山県東江の新旧両墟の争いと深く関わった【メ】の例であった。乾隆年間に藍茂俊らが東江新墟を創設すると、旧墟の廖庭桂はこれを訴え、以後両墟は「常に争角結怨」した。この対立は藍耀青、廖五桂（各々藍茂俊、廖庭桂の同族）に引き継がれ、廖五桂は新墟人藍扶佞の窃盜事件を機に藍耀青らを官に訴えて処罰させた。藍耀青と文添保は「外人の欺侮を怕れない」即ち廖五桂ら旧墟勢力の圧迫に対抗するため二度の結拜儀礼を行なったが、参加者八十五名のうち藍姓が二十八名を占めるなど彼らの結成した天地会は同族組織に基盤を置いていた。これは東江新、旧両墟の対立そのものが藍、廖二姓の主導権争いの色彩を帯びていた点と無関係ではなかったと考えられる<sup>(171)</sup>。さらに天地会が地域社会における競合関係と結びついた例として【マ】における吳挙と吳中聘（土忠州生員）が挙げられる。吳挙が汪定湖と天地会を結成すると、吳中聘は吳挙の「寄子」だった同族吳中訓に「大哥凭據」を盗ませ、これを証拠として広西学政朱方増に訴えた。ここで見逃せないのは吳中聘が天地会に対抗すべく生員李大緒、黃淳と結成した良民会であった。この組織は「錢を出して入会すれば即ち良民とし、もし錢を出さなければ即ち匪類とした。良民、匪類兩冊を編造し……、各村に赴いて錢を斂め状を告げ、全部で錢七十余串を得た」とあるように、チワン族生員の影響力強化のため結成された。これに「出錢」しなかった平民何鸞らが「匪類」に列入さ

明清朝，広西チワン，漢両民族の移住と「漢化」

れ，錢物を送給して始めて除去<sup>(172)</sup>されたように，吳中聘らは「漢化」により獲得したエリートの資格を利用してこれを持たないチワン族を支配しようとして図った。そして彼らは吳挙の天地会と地域社会におけるリーダーシップをめぐって争ったのである。

この他にも【ハ】の鍾和超と鍾亜茂は「硝斤の私売」をめぐって「仇恨」のあった宜山県懷遠鎮の官商宋青宅を襲撃した<sup>(173)</sup>。また【ヘ】の忻城県藍扶恵，韋広昌は団練を結成した「紳衿」莫欺（土知県莫氏の一族）と対立し，その村寨を襲って耕牛，財物を略奪した<sup>(174)</sup>。つまり天地会は「反清復明」のスローガンを掲げながらも，その実態は地域や宗族などの社会秩序において劣位にある人々に深く食い込んだ相互扶助組織であった。彼らは国家の弾圧にも関わらず政治的言説を唱え，もう一つの「正統」性を主張することで，地方政府や科挙エリートとの結びつきを欠いた下層移民，少数民族の間に結集軸をもたらしたのである。

#### (b) チワン族の「漢化」とアイデンティティー

——韋昌輝親子の拝上帝会参加——

それでは天地会の発展を可能にし，またこれを受け入れたチワン族側の要因は何であろうか。【表1】から先ず伺われることは「耕種手芸して日を度」した【ヌ】の楊西徳，覃扶信を初めとして，【ノ】の沈恵平，蘇義興が「傭工賃趁して生理」，【フ】の曾庭榮ら二十七名が「耕傭小販」，【ム】【モ】【ヤ】【ラ】の龍超一，龔個庚，楊隴，韋現標，許光勳らが「傭趁」「耕傭，小賃」<sup>(175)</sup>とあるように，参加者の多くが各種雑多な事業に従事した点であった。また【メ】の文添保が思恩県で学んだ天地会を宜山県に伝え，【ユ】の宜山県人韋艶袍が「小販」のため南丹土州八墟に至るなど，商業活動等による流動性が拡大していたことが伺える<sup>(176)</sup>。

これらは第二節で検討したチワン族の階層分化と没落傾向が生み出した現象で、また漢族移民の流入によってチワン、漢両民族の接触の機会が増え、「獠猪の漢人を慕って陋習を革める者は十に六、七。農は耕耘に務めて草萊は漸く辟け、工は技芸に勤めて利用が日に興り、商賈貿遺は遠く越境を招く」<sup>(177)</sup>とあるように、チワン族が漢族の上昇戦略だった「搵食」を吸収した結果であった。また【ミ】の黄有為、巫老三らが「孤身で外に出ると、恐らくは人に欺侮」<sup>(178)</sup>されることを理由に拝会したように、階層的、空間的流動性を高めた彼らは従来の村寨を中心とする社会組織から食み出しつつあった。道光『桂平県志』は「ただ河北の獠人に近く本業に務めない者がいる。客籍のゴロツキと互いにゲルになり、聯絡して群れをなしては、専ら窩匪や聚賭、逞兇攘奪を行なう」<sup>(179)</sup>と述べ、これら不安定な立場にあるチワン族が天地会に参加したことを伝えている。道光年間の大苗山融鼎『嚴禁碑』にも「近く不法の土棍が〔外来の游匪と〕勾結して三五群れをなし、兵差に仮扮して油火を嚇索したり、乞食をもって名と為しては竊かに門戸に臨み、擄窃滋事した」とあり、漢族「游匪」と天地会を結成する「土棍」即ち少数民族のアウトロー集団がいたという。また『嚴禁碑』で興味深いのは「苗頭もまた通同徇隠してはならない」<sup>(180)</sup>とあるように、少数民族の村寨統率者に天地会に同調する者が見られた点であった。【ヨ】の古零州「土目」蘇遇潮親子はその好例で、彼らは梅老大ら貴州や湖南、広西各地の下層移民と結拝儀礼を行なった<sup>(181)</sup>。当時広西の少数民族地区は人口の増加と漢族移民の耕地占有、土官統治の衰退等によって矛盾が拡大し、その社会組織が解体に向かう中で土目、苗頭らの支配も動揺していた<sup>(182)</sup>。表中【ヌ】の李含芳や韋佩金、岑彭超らチワン族生員の天地会参加者が少なくなかったのもこのためで、彼らは「身家を保たんと図る」<sup>(183)</sup>こと、言い換えれば自らの社会的影響力を補完することを目的に天地会を受け入れたのである。

次にチワン族の天地会受容において重要なのは、同組織の基礎であった結拝兄弟等の習慣がチワン族社会に定着し、また漢族との通婚の増加により「漢



化」が進行した点であった。元々広西の少数民族は「認同年」「打老庚」と呼ばれる慣行を持ち、「密なること親誼を逾え、互相に往来」<sup>(184)</sup>した。象州、横州、武宣県では十兄弟、十友会などと呼ばれる結拜兄弟が組織され、「福があれば共に享し、禍があれば共に当たる」<sup>(185)</sup>共同関係を築いたという。無論これらは少数民族固有の習慣であったが、その発展過程で漢族の親族観念が与えた影響を無視することは出来ない。また天地会という極めて漢族的な結拜兄弟が浸透した背景には、漢族移民、チワン族間の共同関係とりわけ通婚の増加があったと考えられる。

この漢族、少数民族間の婚姻は本稿で繰り返し指摘したが、乾隆二十九年(1764)に清朝は漢族と雑居していた湖南苗族について「もし結親を禁じても、断じてその来往を禁じることは難しい」という現状から双方の通婚を認め、その「跳月唱歌」などの習慣を「礼をもって婚配」<sup>(186)</sup>するよう改めさせた。チワン族の場合そのテンポは更に早く、「近数十年来諸族は互いに婚姻を通じ、陋習はすでに除かれた」「外族と婚媾を通じ、起居、服食は進化して齊民と異ならなくなった」「漢語を操り、近くは互いに婚嫁を通じて、居然として漢族と同化した」<sup>(187)</sup>とあるように、漢族との婚姻の増加は「陋習」即ち不落夫家の特徴とするチワン族固有の婚姻制度を廃れさせ、彼らの「漢化」を一層進展させた。それは彼らの特徴として唯一残った言語にまで及び、邕寧県、賀県、象州では「(漢族は)獠人と雑居し、獠婦を娶っても平話は仍りて多く改めない」「獠人は鄉村に散居し、衣服飲食は齊民と異ならない……。その語音は歴世変わらず、人は辨じることが出来ないが、皆官話を習っているので漢人と相通じる」「操獠話の人は多数が官話を操ることが出来る。故に読書、教学及び交際上は均しく問題がなかった」<sup>(188)</sup>という。両民族が通婚、同化を重ねる中で「平話」(初期漢族移民との関連が深い混淆言語と見られる)や「官話」(西南官語を指す)などの漢語方言が優勢となったこと、先に桂平県の「講壮話」において見られた二重言語生活が広西東、中部地区で普遍的な現象となったこ

とがわかる。

これら漢族下層移民の影響下に進められたチワン族の「漢化」傾向は、本稿が繰り返し検討して来た「漢化」現象とは異なるものであったように思われる。その第一は量的な違いであり、第二節で見た容県龍胆村陸氏、桂平県古城村侯氏の「客籍」エリート参入が士官や狼兵の一部後裔など限られた人々の間で共有されるに止まったのに対して<sup>(189)</sup>、漢族下層移民との通婚を媒介として進められた「漢化」は地域的にも、その数においても広範なチワン族に影響を与えた。また第二に指摘すべきは質的な差で、第三節で検討した「講壮話」が「客籍」エリートや専制王朝の抑圧により受動的な「漢化」を迫られたのに対して、五公信仰や天地会を受容したチワン族は政治、宗教性や広範な人々を糾合するための組織原理など、彼らの抵抗運動に欠けていた多くの漢族文化を積極的に吸収した。無論これらの「漢化」過程は国家による村寨の破壊と強制移住、漢族有力移民の土地占有がチワン族固有の社会組織を解体した結果であり、彼らの科挙受験と天地会参加が共に「他人の欺侮を免れる」ことを目的としたように防衛的な動機を出発点としていた。だが彼らは天地会の相互扶助性を存分に活用し、流動性の拡大による不安定な生活に拠り所を求めた。また地域社会の対立、競合関係において「各自が強を争い、人を糾して拜会」<sup>(190)</sup>とあるように、自ら天地会を組織してリーダーシップの維持、拡大に役立てたのである。

さらに漢族下層移民を媒体とした「漢化」は、チワン族のアイデンティティにも大きな変化をもたらした。民国『平樂県志』には次のようにある。

漢族と同化して已に久しい者は自らその獠族、獞族たるを忘れ、外人もまた殆んど分辨することが難しい……。獞族は尚お獞話を操るが、その常に漢族と相い往来する者は皆普通の官話を操ることが出来、男女の衣装も大体漢族と同じである<sup>(191)</sup>。

これによるとチワン族は「操壮話」である以外は「分辨することが難しい」までに「漢化」を遂げ、漢族と「往来」する者ほどそのペースは早かった。ま

たいち早く漢族文化を受容した「講壮話」の中には、「その獠族，僮族たるを忘」れて自らのアイデンティティーを喪失する者がいたという。咸豊年間に永淳県十三屯の「僮佃」と反清闘争を行なった天地会首領の李文彩はその好例で、「人々は我々の話が純正でなく，客にして客にあらず，壮にして壮でなかったため，我々を鷄母壮と呼んだ」<sup>(192)</sup>とある。こうしたチワン族の自己喪失状況は，後に彼らをして「土語を話す漢人」<sup>(193)</sup>という自意識を生み出させることになるが，本節が検討した天地会発展の意味を解く上でも重要な鍵となろう。つまり天地会は科挙エリートとしての「漢化」に失敗し，漢族との境界線上でアイデンティティーを見失ったチワン族に受容された。入会者は剣を掲げ，テーブルに跣坐した頭目の下を潜り，鷄血の入った酒を飲んで「老披は老母だ。私は老母によって生を受けた」と唱える「出世」儀礼を行なったという<sup>(194)</sup>。彼らは漢族下層移民や同じ境遇にある「講壮話」と死と再生のイニシエーションを行ない，「洪門兄弟」としての自分を発見することにより自らのアイデンティティーを再確立しようと図ったのである。

一方韋昌輝一族の場合はどうであろうか。すでに本稿が検討したように，桂平県北岸にチワン族を入植させた武靖州土官岑氏はすでになく，韋氏自身がそうであったように早くから漢族移民が入植，雑居したこの地区では，村寨を基盤とする社会組織も解体を遂げていた。また理村韋氏『宗支部』によると，清代中期以降彼らは洞心上瑶村，金田牛排嶺村陳氏（乾隆年間生まれの九代韋如升妻に陳氏六代陳大経の娘），金田丁黎村張氏（同治年間生まれの十一代韋秉良妻），烟村劉氏，金田新墟北街童氏，江口陳村陳氏，三合水村楊氏，桂平県潯城楼街馮氏，廉州合浦県何村何氏などの漢族移民と通婚した<sup>(195)</sup>。その結果一度チワン化した韋氏は再び「漢化」へ向かったが，その過程で重要な役割を果たしたのが上瑶村，牛排嶺村陳氏（原籍広東英徳県）などの客家人であった<sup>(196)</sup>。『天兄聖旨』は韋昌輝が「肚腸嫩」（見識が狭いことを指す謙讓語）<sup>(197)</sup>などの表現を用い，客家語に通じていたことを伝えるが，それは彼らと客家移

民の共同関係がもたらした結果であったと考えられる。

それでは「講壮話」韋昌輝と客家移民を結びつけたものは何であったのか。ここで客家の族譜である金田古東村『林氏族譜』、蒙墟官橋村『謝氏族譜』を見ると、広西始祖の林茂儒、謝鼎臣（共に原籍広東嘉応州）は乾隆年間に広東肇慶府恩平県、惠州府歸善県から桂平県に入植した<sup>(198)</sup>。また金田古林社村曾氏（原籍広東惠州府、太平天国沁天義曾天養一族）、垌心廻龍村練氏（原籍広東興寧県、太平天国梯王練業坤一族）も乾隆年間以降に桂平県へ移住しており、太平天国前夜の金田では客家移民の入植がピークを迎えていたことがわかる<sup>(199)</sup>。これらの客家移民に先ず特徴的なのは古林社村曾氏の二代曾槐英（監生。太平天国南王馮雲山と交際）、曾宏英（従九）など一部を除くと政治的地位獲得の成果が見られない点であった<sup>(200)</sup>。その原因は彼らが桂平県入植後も安定した経済的基盤を確立出来なかったことにあり、上瑤村陳氏の始祖陳志隆は「謝姓の中洞坑田、額は租穀參百五十斤を今批して租式百斤。まさに契は〔陳〕大矩に交して収執」<sup>(201)</sup>とあるように垌心の有力宗族王拳村謝氏と租佃関係を結んだ。また古東村林氏の三代林昌華、林智華は各々紫荆山鴨贈村、武宣県に移住し、官橋村謝氏の四代謝紹文、五代謝啓福らも咸豊年間に貴県に移るなど定着を果たしていなかった<sup>(202)</sup>。また『林氏族譜』を例にその婚姻対象を見ると、理村韋氏も通婚した江口陳村陳氏（三代林義華娘。他にも陳氏とは三例の婚姻例あり）や金田大墩嶺村凌氏、羅村洪氏、望鰲嶺村王氏、金田新墟黃氏、白廟脚村劉氏、彩村莫氏、韋氏など漢族下層移民や「講壮話」との通婚が殆んどで、比較的著名な宗族は王謨村劉氏（四代林士良娘）が一例見られるに過ぎない<sup>(203)</sup>。こうした婚姻関係の偏りは各種公共事業への参加にも如実に反映し、上記の諸宗族は韋昌輝親子と同じく安良約「紳耆」リストに名前を載せることは出来なかった<sup>(204)</sup>。

これら客家移民と「客籍」エリートの共同関係の欠如は、前節で検討した賀県、龍勝廳における「客童」応試のケースと同じく、彼らの政治的台頭に少な

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

からぬ障害になったと考えられる。民国『広西藤県民情』は「客民は須べからく住居すること兩代以後で、財産や廬墓があり、又公正な者で始めて入籍出来る。入籍の費は銀を捐すること三百兩或いは百數十兩と一定せず、産業の多少により差がある。従前は捐して文廟や書院、賓興の公款と作した」<sup>(205)</sup>と述べ、定着を遂げた移民の「入籍」即ち科挙受験資格の獲得に「客籍」エリートから「公正な者」と認められ、公共事業に「銀を捐する」などの付帯条件が付いたことを伝えている。また民国『同正県志』には「冷籍は居住すること已に久しいが、なお未だ入籍していない者を謂う……。保証人となる廩生は必ず該生に多金を索して始めて畫押を許すが、もし人に査知されれば攻訐され、入場を許されない」<sup>(206)</sup>とあり、「入籍」を果たせなかった「冷籍」読書人が廩生の搾取を受けたり、科挙受験を妨害されることがあったという。さらに光緒年間に王謨村劉氏の佃戸として金田加級村に入植した客家の彭季豊四兄弟（原籍広東潮州府）は、劉氏から「奴狗」「絶種」と蔑まれて彼らとの婚姻を禁じられ、「喜事の時に爆竹を四度鳴らすことを許さない」「八音五楽（鑼や太鼓）を演奏する事を禁じる」<sup>(207)</sup>といった差別を受けた。また科挙合格者を出せなかった上瑤村、牛排嶺村陳氏と廻龍村練氏は佛爐村陳徳三や広東人練毓璋（共に光緒年間挙人）から「文魁」の扁額を買い取り<sup>(208)</sup>、これを掲げることで周囲の圧力に対抗しようと図った。つまり韋昌輝一族が再「漢化」の過程で密接な関係を築き、影響を受けた客家移民の多くは、韋昌輝と同じく「客籍」エリートの支配を受け、その抑圧によって社会的上昇のきっかけを掴めなかった人々であった<sup>(209)</sup>。没落の中で流動性を高めたチワン族が漢族下層移民と接触することで天地会を受容したように、韋昌輝もまた同じ社会的位相にあった客家移民との同化過程を辿る中で拝上帝会とめぐり合ったのである。

## 小 結

以上の内容を要約しよう。広西東南部のチワン族は必ずしも土着ではなく、明末清初までに広西西北部から移住した者が多かった。特に大藤峽ヤオ族反乱の拠点大瑤山に近かった桂平県の場合、狼兵として反乱鎮圧に動員されたチワン族が少なくなかった。彼らは武靖州岑氏などの新設土官や狼総の統率の下でヤオ族居住区を蚕食し、自らも開墾事業を行なって狼田と呼ばれる所有地を拡大した。また漢族居住区に入植し、漢族の初期移民と雑居して相互に同化する者も現れた。これらは中国社会における流動性の大きさが、漢族のみならず少数民族の移動によって支えられていたことを示している。また漢族の移住に大きな影響を与えた国家政策が、少数民族の移住においても無視出来ない要因であったことが確認出来る。

だが本稿で検討したチワン族の活動は、常に中国王朝による干渉を被った。武靖州土官岑氏の統治が明朝による田州岑氏彈圧の影響などで屢々中断し、少数民族社会に確固たる基盤を形成出来なかったのはその好例であった。また大藤峽反乱の終息によって土官統治の必要性が薄れると、国家は「獠民が州をおくことを願わない」ことを口実に武靖州の改土歸流を実施した。この少数民族社会の成熟を妨げる中国王朝の抑圧政策は清代にも引き継がれ、チワン族の抵抗運動において拠点となるべき村寨の破壊、強制移住による社会組織の解体が行なわれた。また「寨老」に起源を持ち、広範な少数民族民衆を結集する可能性を秘めた土官には、武力彈圧と權威付与による地方統治の承認という硬軟二様の巧みな操縦術をもって望み、彼らが少数民族の代表たり得ないよう牽制を加えた。さらに利用価値を失った狼兵には狼田に対する徭役負担免除などの優遇措置を廃止し、漢族有力移民の土地占有により狼田が売却され、狼兵が没落しても本格的な救済策を講じようとはしなかった。むしろ漢族「客籍」エリー

トの佃戸となったチワン族が「自耕自納」を求めて抗租運動を展開すると、官界との結びつきを持たない彼らの要求を無視して弾圧を行なった。このように見ると、チワン族を初め西南中国の少数民族に共通する幾つの特徴——貧困や分散性、国家形成に向かうだけの結束軸の欠如——は、「文ヲ以ッテ化ス」という美名の下に進められた中国歴代王朝の暴力的支配によって定式化された事実を否定することは出来ない。本稿が扱ったチワン族の「漢化」は専制国家の少数民族「愚民」政策とタイアップし、これを隠蔽するために宣伝された文教振興のイデオロギー政策を起点として展開したのである。

元々流官統治区であった広西東南部への移住は、チワン族に漢族移民との頻繁な接触の機会をもたらした。特に桂平県のチワン族は旧武靖州に赴任した漢人武官、狼田の徭役負担免除措置に注目した漢族有力移民と早くから租佃関係を結んで従属し、やがて「客籍」エリート集団を形成した彼らから「土人」と見なされ、抑圧を受けるようになった。この「客籍」有力宗族の「土人」佃戸に対する抑圧が、「科名」即ち科挙合格により国家から付与された政治的権威の独占的所有を背景に進められた点は金田理村楊氏の例からも確認されたが、それは「土人」の側に二つの異なる現象を生み出した。

その一つは容県龍胆村陸氏、桂平県古城村侯氏など狼兵の一部後裔が選択した道であり、競争の厳しい中国社会で生き残るため「搵食」と呼ばれる行動様式を積極的に吸収し、多様な事業経営を手がけて没落の危機を回避した。また「搵食」がその内に秘める上昇志向に従って「客籍」エリート参入を目指し、有力宗族との共同関係を積み重ねることによってこれを達成した。だがそれはチワン族固有の生活習慣を変化させることになり、彼らは自らを漢族移民の多数を占めた広東人に同化させて民族的なアイデンティティを喪失した。これと対照的だったのは金田村、理村韋氏など漢族の一部下層移民が歩んだ道であった。彼らは動乱の中多くのチワン族と同じく「自耕自納」を放棄し、漢族有力移民の佃戸となった。またチワン族と通婚して「講壮話」となり、「客籍」

エリートから「土人」と見做されて抑圧を被った。その最たる例は韋昌輝親子の監生身分購入に対する迫害や嘲笑で、彼らの社会的上昇の試みは「客籍」エリートとの共同関係構築の努力を欠いていたために「冷籍」による既得権益への挑戦と受け止められた。同じ現象は旧土官統治区においても見られ、漢族文化を積極的に受容した土官の後裔、彼らと結びついた漢族の冒籍生員は「煖籍」となって生員枠を独占し、これを持たないチワン族「土民」の科挙受験を阻んだ。

こうして見ると太平天国前夜のチワン族をめぐる諸矛盾は科挙エリートの隊列に加わって国家権力の庇護を受けた者と、これを得るための共同関係を構築出来なかった者との間で最も尖鋭に現れたことがわかる。それは我々に漢族とは何か、中国社会の抑圧的な構造は何を根拠として生まれてくるのかという問いを投げかけることになろう。橋本萬太郎氏は漢族を「漢字を識っている人々、及び漢字を識ろうと願っていた（けれども、実際にはそれがかなわなかった）人々の集団」<sup>(210)</sup>と定義した。中国社会において漢字（或いは「礼教」）が単なる意志疎通や文化的統合の装置に止まらず、これを識ることが専制国家を支え、その権力分配に与るエリートへの階梯であったことを考える時、橋本氏の発言は改めて示唆に富む。つまり漢族とは政治と文化が密接にからむ社会的風土の下で、この「礼教」習得と政治的権威獲得の厳しい競争を引き受けようとした人々であった。それは少数民族出身であるか否かに関わりなく勝利者を包摂する普遍性を持ちながら、競争を前に拝跪する社会的弱者を不断に生み出した。またこの競争原理は官僚予備軍である地域エリートの存在によって社会の末端にまで浸透し、政治的文化を志向しなかった多くの少数民族、漢族下層民衆を圧迫し続けたのである。

「講社話」韋昌輝親子の拝上帝会参加は、こうした抑圧的な社会構造によって生み出された。無論彼ら自身が元漢族だった事実が示すように、婚姻を媒介とするチワン族と漢族下層移民の相互同化は早くから始まり、政治的成功を目



的とした一部チワン族の「漢化」とは異なる次元でチワン族に中国文化を受容させた。それは漢族社会で発達していた相互扶助組織や結拝兄弟慣行、言語など多岐に亘り、チワン族の抵抗運動に欠けていた結束軸と救済の言説をもたらした。また漢族との共同関係を重ねた「講壮話」の中には「僮族たるを忘」れてアイデンティティーを喪失する者も現れ、少数民族社会の動揺により流動性を高めた者達は漢族下層移民と天地会を結成することで「洪門兄弟」としての自己を再発見しようとした。このように漢族下層移民の影響によるチワン族の「漢化」現象はトータルなものであったが、その過程でも中国文化の政治的性格は深い影を落とした。李天保事件を初めとする五公信仰の伝播過程で「昇官」への約束が繰り返し語られ、天地会が少数民族地区のリーダーシップをめぐる抗争において重要な役割を果たしたのはその例であった。また『天兄聖旨』によると、韋昌輝の父韋源玠は天兄キリストが「下凡」した蕭朝貴（太平天国西王）と次のような会話を行なっている

天兄は言った「お前の子韋正の肉身はお前が生き育てたもので、お前の子に違いないが、高天にあっては朕の弟でもある。お前は彼を馬鹿にしてはならぬぞ」。

韋源玠は答えた「命令に遵います」。

天兄は訊ねた「お前の子韋正は三星〔洪秀全を指す〕について行けるか？」。

韋源玠は答えた「ついて行けます」。

天兄は言った「彼がついて行けるなら、お前もまたついて行けよう。子に福があれば、父にも福がある。一人に福があれば、それは家中に満ちる。一子が皇恩を受ければ、家中が天禄を食むことが出来るのだ」<sup>(211)</sup>。

ここで蕭朝貴は「一子が皇恩を受ければ、家中が天禄を食む」と語り、拝上帝会への入信が宗教的覚醒に止まらず、現実的、政治的利益を伴うものであったことを宣言している。またこの問答は韋昌輝親子が何故天地会ではなく、拝

上帝会に身を投じなければならなかったかを教えてくれよう。すでに「客籍」エリートの迫害を受け、挫折を経験した彼らにとって「他人の欺侮を受けることを免れる」ことを目的とする天地会は意味を持たなかった。既存の秩序において上昇の希望を奪われ、科学エリートとしての自己を構築出来ずに苦しんだ韋昌輝親子にとって、「高天にあっては朕の弟」と語りかける拝上帝会の言説こそが彷徨する彼らのアイデンティティーに明確な拠り所を与えたのである。

こうして拝上帝会に参加した韋昌輝は私財を抛って蜂起準備に尽力した。金田村での武器製造はその一つであり、『天兄聖旨』等によると金田団営時の韋昌輝は「天王軍師」として蕭朝貴と共に会衆を統率し、また自らも多数の族人を太平軍に参加させた<sup>(212)</sup>。その後太平天国北王に封じられた彼の足跡については、すでに多くの論者が語っている通りである。

現在太平天国史研究における韋昌輝の評価は決して高くない。その最大の理由は彼が天京事変（1856年）の当事者の一人であり、楊秀清を初めとする東王一派の虐殺を仕組んだことにある。小島晋治氏も韋昌輝について「気が小さく、どちらかといえば陰性」<sup>(213)</sup>と評したが、彼の「清白を分けず、文武、大小、男女を乱殺」<sup>(214)</sup>した狂気は何を背景としていたのだろうか。南京建都後の韋昌輝は「兄〔洪秀全を指す〕を愛する心は誠であるが、終に清胞〔楊秀清のこと〕の隠すことなき直言には及ばない」<sup>(215)</sup>とされ、その行動は常に楊秀清の裁可を必要とした。また楊秀清は「昌輝を杖すること数百、起きること能わざるに至った。また天父附体を詭称して時にこれを挫き折った。楊賊と昌輝は互いに猜忌忌む」<sup>(216)</sup>とあるように、天父エホバの「下凡」を通じて屢々韋昌輝に圧力を加えた。この太平天国内部の権力闘争は中国専制国家の体質を集中的に表現したものであったが、そこでの敗北は「講壮話」韋昌輝にかつての屈辱と挫折感呼び起こさせたに違いない。彼は「土人」として差別され続けた過去の鬱積した怒りを抑え、中国社会の政治的舞台上で老獺に「當場做戲」（その場に臨んで見せかけの劇を演じる）するには、その「漢化」の度合

が余りにも足りなかったのである。

- 1 拙稿「明清期、広西チワン族土官の“漢化”と科挙」（中国社会文化学会『中国——社会と文化』九、一九九四）。
- 2 塚田誠之「明清時代における壮（Zhuang）族の佃農化に関する一考察——明清時代壮族史研究（二）」（『東洋学報』六七—一、二、一九八五）。
- 3 塚田誠之「明清時代における漢族移住民とチュアン（壮，Zhuang）族との関係——明清時代壮族史研究（四）」（竹村卓二編『漢族と隣接民族——民族のアイデンティティの諸動態』国立民族学研究所報告別冊，十四，一九九一）。同論文で塚田氏はチワン族の「漢化」過程が同一の速度で進んだのではなく、個別的、地域的な多様性が存在したことを強調しておられる。本稿はこれを踏まえ、広西東南部を考察の対象に据えながら、その「漢化」の特質を明確にする上で必要な場合に限り広西他地域の現象について言及することにしたい。
- 4 「講壮話」は道光『桂平県志』に「粵東肩挑貿易之輩，必求能講獠。獠人以解說獠話者謂之講獠」（卷十五，諸蛮，広西区図書館蔵）とあるのが最初の記録で、現在も金田一帯では漢族「講白話」（広東語系の土語を話す人々）、「講叟話」（客家人）等の各言語集団と区別するための概念として用いられる。本稿は複雑な経緯を辿ったチワン、漢両民族の関係史を考察する上でこの概念が有効と考え、チワン化した漢族、漢化途上のチワン族を包括する意味で「講壮話」を用いることにする。
- 5 韋昌輝に関する研究は一九四二年に金田を調査した簡又文『金田之遊及其他』（上海商務院書館，一九四四）、羅爾綱「金田探訪記」（『太平天国史迹調査集』三聯書店，一九五八）に始まり、幾度かの実地調査を経た後に李毓麟、王湛恩「從韋氏族譜看韋昌輝的祖籍及民族成份」（『太平天国史論文集』廣東，広西人民出版社，一九八三，六二九頁）により新たな展開を見せた。これらの成果を踏まえた研究として鍾文典『太平天国人物』韋昌輝（広西人民出版社，一九八四，一九六頁）、羅爾綱『太平天国史』（中華書局，一九九一）などがある。
- 6 塚田誠之「明代における壮（Zhuang）族の移住と生態——明清時代壮族史研究（一）」（『北大史学』二十五，一九八五）。
- 7 民国『桂平県志』卷三一，紀政，風俗，獠人來踪。
- 8 貴泉奇石『熊氏宗支部』（一九八四年抄本，六合屯熊家驥蔵）。同『黃氏族譜』（一九八四年修，山底村黃瑞燕蔵）。貴泉山北『韋氏族譜』（貴港市政治協商會議弁公室蔵）。

- 9 雍正『廣西通志』卷九三，諸蛮，蛮疆分隸。民国『桂平県志』卷三一，紀政，風俗。
- 10 道光『桂平県志』卷十五，諸蛮。
- 11 『明史』卷一六六，山雲伝。『明英宗実録』卷三五，正統二年十月。また狼兵については羅香林「狼兵狼田考」（『百越源流与文化』台湾書店，一九五五，二六三頁）を参照。
- 12 崇禎『梧州府志』卷二，輿地志，獠崗。
- 13 嘉靖『廣東通志』卷六七，外志，夷情，獠獞。万曆『高州府志』卷二，戎備，獠狼獞兵。康熙『羅定州志』卷二，建置，閭里。また拙稿「明清期の両広南部における客家移民と国家——広東信宜県凌十八蜂起の背景」（『史学雑誌』一〇四—一一，一九九五）を参照のこと。
- 14 乾隆『桂平県資治図志』卷四，獠獞図志，広西区図書館蔵。民国『桂平県志』卷二五，紀政，兵防。同書卷三一，紀政，風俗。
- 15 万曆『廣西通志』卷二三，兵防志，耕兵。
- 16 『田州岑氏族源流譜』武靖州支派記（『広西土官岑氏莫氏族譜』広西民族研究所，一九六五）。『西林岑氏族譜』（光緒十六年，岑毓英修）卷三，田州族世表。韓雍「処置地方経久大計疏」（万曆『蒼梧総督軍門志』卷二三，奏議一）。嘉靖『廣西通志』卷五一，外志，土官属流沿革。同治『潯州府志』卷二六，諸蛮志，武靖始末。
- 17 韓雍「処置地方経久大計疏」。拙稿「明清期，広西チワン族土官の『漢化』と科挙」。同「広西藤県北部の移住と太平天国——李秀成ら『四王』の族譜分析を中心に」（『中国近代史研究』七，一九九二）。
- 18 民国『桂平県志』卷三一，紀政，風俗，狼兵始末。
- 19 万曆『殿粵要纂』卷三，武靖州図。道光『慶遠府志』卷一，地里疆域，忻城県に「呼村為板，其曰板黄，板梨，板羅者，実言黄村，梨村，羅村也」とある。
- 20 韓雍「処置地方経久大計疏」。
- 21 汪森『粵西叢載』卷二四，岑家兵略，土兵。
- 22 王士性『広志繹』卷五，西南諸省。
- 23 拙稿「明清期の中国広西東南部における中流宗族の動向——平南県胡以眺一族の族譜分析を中心に——」（『国立民族学博物館研究報告』二〇—一三，一九九五）。同「明清期の両広南部における客家移民と国家」。
- 24 『田州岑氏族源流譜』武靖州支派記。同治『潯州府志』卷二六，諸蛮志，武靖始末。
- 25 『田州岑氏族源流譜』武靖州支派記，那邕支派記。
- 26 『田州岑氏族源流譜』余姚岑氏粵田源流世譜，土官世系表。『西林岑氏族譜』卷三，

明清朝、広西チワン、漢両民族の移住と「漢化」

田州族世表。また田州岑猛の弾圧については谷口房男「思恩田州叛乱始末記——明代中期広西右江流域における土官、土目の叛乱と改土為流」（『史苑』四二—一・二、一九八二）を参照のこと。

- 27 王守仁「議処思恩田州事宜」（万暦『蒼梧総督軍門志』巻二四、奏議二）。
- 28 田汝成「藤峽紀略」（万暦『蒼梧総督軍門志』巻二九、集議）。
- 29 翁萬達「処置藤峽事宜議」（万暦『蒼梧総督軍門志』巻二九、集議）。
- 30 『田州岑氏源流譜』武靖州支派記。
- 31 拙稿「明清期、広西チワン族土官の『漢化』と科挙」。
- 32 下江頭『陳忠公族譜』（一九八四年、陳錫群修、同村陳祚清藏）。『広西郷試硃卷』光緒乙酉科、陳徳三（江口竹園村陳家普藏）。両文献のうち編纂年代が古く、公文書に近い性格を持つのは『広西郷試硃卷』であるが、始祖陳忠に関する「成化年間□武靖州官聘遊幕至此遂家焉」という同史料の記載は、両資料が一致して述べる世代深度（光緒初年で九代）から見て無理がある。ここでは陳忠の入植年代を万暦年間とする『陳忠公族譜』に従うことにする。また九二年武靖村調査記録。
- 33 民国『桂平県志』巻四二、四三、選挙表。武靖村何志君（六七歳）、何祥元（元桂平県図書館勤務）氏との座談会記録。何氏の族譜は六十年代に失われたという。
- 34 「重建三界廟第一碑記」金田新墟三界廟内現存。残り三名は六代何可讓、何可任、何可遜。古程『黃氏族譜』（道光年間、黃炳修、同村黃棋熙藏）。
- 35 莫村『傅氏族譜』（撰修年代不明、同村傅倫書藏）。竹園『陳氏世系』（民国十五年修、同村陳家普藏）。「重修桂平県志書捐修姓名冊」（道光『桂平県志』巻末）。
- 36 『広西郷試硃卷』光緒乙酉科、陳徳三。また彼と黃榜書、陸顕書の交遊関係については拙稿「清代広西の新興宗族と彼らをめぐる社会関係——桂平県江口地区の族譜分析を中心に」（『社会経済史学』五九—一六、一九九四）を参照。
- 37 平南同和『劉氏老族譜』（民国三一年修、平南県図書館藏）。拙稿「明清期の中国広西東南部における中流宗族の動向」。
- 38 翁萬達「処置藤峽事宜議」。
- 39 塚田誠之「明清時代における壮（Zhuang）族統治体制——明清時代壮族史研究（三）」（『北大史学』第二十七号、一九八七）。同「明代における壮（Zhuang）族の移住と生態」、同「明清時代における壮（Zhuang）族の佃農化に関する一考察」。
- 40 鄭一龍「議右江用兵事宜」（万暦『広西通志』巻三九、芸文）。
- 41 田汝成「断藤峽事宜」（光緒『潯州府志』巻十一、紀事前編、広西区図書館藏）。翁萬達「処置藤峽事宜議」。

- 42 小封「抗租記」(『太平天国革命時期広西農民起義資料』下冊, 中華書局, 一九七八, 三二八頁)。
- 43 理村韋氏『宗支譜』(民国年間修, 同村韋慶照藏)。李毓麟, 王湛恩「從韋氏族譜看韋昌輝的祖籍及民族成分」。
- 44 理村韋氏『傳經堂族部』『太平天国韋昌輝族譜』(饒任坤, 陳仁華編『太平天国在広西調査資料全編』広西人民出版社, 一九八九, 五〇七, 五一四頁)。うち『傳經堂族部』は八九年の理村調査時に我々が韋錦正氏に閲覧を求めたところ, 族人が借り出したまま紛失したとのことであった。他にも新譜作成等によって貴重な文献史料が失われるケースが多く, 今後これらをどのように保存していくか, 中国各研究機関の現状をも踏まえた対応が問われている。また民兵については嘉靖『広西通志』卷三一, 兵防, 民兵に「桂平県千百長甲壯一百六十名」とある。
- 45 垌心王拳村謝氏『王拳二世祖建庵公家訓』(撰修年代不明)。同『謝氏族譜』(嘉慶元年, 謝錫端修, 共に同村謝永銘, 謝永勇藏)。また拙稿「太平天国前夜の広西における移住と『客籍』エリート——桂平県金田地区における族譜分析を中心に」(『史学雑誌』一〇一—九, 一九九二)。
- 46 麻垌『南喬黃氏族譜』卷二(民国二四年修, 広西区図書館藏)。民国『桂平県志』卷三四, 紀人, 列伝一, 黃毓奇。
- 47 理村韋氏『宗支譜』。また下蔡村(三家村)盤氏については拙稿「金田団營の前夜——広西桂平県紫荆山区における移住と拝上帝会」(『近代中国研究彙報』第十四号, 一九九一)を参照のこと。また『宗支譜』には他にも陸氏, 覃氏, 黃氏などチワン族と見られる各姓との婚姻例が記録されている。
- 48 道光『桂平県志』卷十五, 諸蛮。このように漢族移民がチワン族に同化した例として貴県奇石伏廖村廖氏(明代に福建莆田から軍官として龍山へ入植), 平南大鵬馬鈴村蒙氏(明代に広東南雄より平南, 武宣に入り, 清代前期に大鵬へ再移住), 桂平紫荆茶地村趙氏(清代中期に広東南海より入植)がある(伏廖『廖氏族譜』奇石郷政府廖承堅藏, 鍾文典『太平天国人物』蒙得恩及び拙稿「金田団營の前夜」)。同じ現象は広西各地の地方志にも見い出され, 光緒『新寧州志』卷四, 諸蛮に

遍詢土人, 其遠祖自外来者十之八, 九。初至多在城市, 漸而散処四郷, 與土民結婚姻, 通声氣。数伝後巖棲谷隠, 習慣自然, 人人得以獐豸目之矣。

とあり, 民国『賓陽県志』に「操僮話之村庄者, 如林山郷韋姓, 三光郷李姓等, 大率乃漢人久居其地, 自先人与土人通婚姻, 語言遂変, 而実非原有之土」(第二編, 社会, 人口, 広西区図書館藏), 民国『武宣県志』にも「獐語家多係前明清初自他

省遷来，與土人雜居通婚，卒效其風俗言語」（第二編，社会，風俗概況）とある。柳城の「百姓人」もその一例で，「其先多遷自湖南，散居県境北部……，以居留年代已久，其風俗習尚，一部分漸為僮人所同化」（民国『柳城県志』巻四）という。

次に同化過程におけるチワン族習俗の受容について，桂平石龍郷を調査した袁少芬「試談漢人的“壮化”」（『壮族論叢』広西人民出版社，一九八九）は「不落夫家」などチワン族の習俗が漢族に影響を与えたと指摘した。だが同じく石龍を調査した塚田誠之「チュワン族の年中行事について——漢族との比較において」（竹村卓二編『儀礼，民族，境界——華南諸民族「漢化」の諸相』風響社，一九九四）は「ごく一部の地域で独自性が部分的に保持されているのみ」と述べ，広西西部の百色，靖西，中部の柳城に比べ漢族がチワン族の年中行事の影響を受けることは少なかったと報告している。筆者の調査でも金田理村韋氏，茶調村陸氏，下瑤村陸氏は中元節を七月七日から十四日まで祝い，「三月三」に黒糯米飯を炊いて墓参りを行なう他は漢族と習慣上の違いは見られなかった（韋慶超，陸世仁，陸栄祥述）。さらに桂平北岸ではチワン族に特徴的な歌垣も「近年以来，每逢放浪之期，惟惡少爛崽相與徵逐嬉遊。獠人婦女無有到場矣」（道光『桂平県志』巻十五）とあるように早期に消滅しており，この地区における漢族のチワン化現象は言語など一部習俗を受容するに止まったと考えられる。

49 理村韋氏『傳經堂族部』。

50 鰲田『許氏族譜』（道光年間，許兆渠修，同村許樹春蔵）。

51 道光『桂平県志』巻十五，諸蛮。

52 明心道人『髮逆初記』（中国近代史資料叢刊『太平天国』IV，神州国光社，一九五二，四五一頁）。建国後の中国では一九五四年，六〇年に広西省文史調査団，広西区通志館による実地調査が行なわれ，「韋昌輝の民族成份是僮族是無可置議的」（『太平天国起義調査報告』三聯書店，一九五六，七五頁）とした。それが「少数民族光榮」政策に奉仕するための調査であったことは羅爾綱「金田探訪記」が指摘している通りで，史料的にも民国『桂平県志』巻三一，紀政，風俗，獠人姓氏の「在邑中所見，韋黄二姓為最多」といった一般的な状況を根拠としたに過ぎない（また李毓麟，王湛恩論文を批判した覃高積『太平天国時期壮族農民起義』広西人民出版社，一九八八，四九頁も新資料を提示していない）。それらの主張と「客籍」有力宗族による「土人」佃戸支配や，漢族下層移民，チワン族の同化現象の中で韋昌輝一族が「講話社」と見なされたとする本稿の論旨とは別物である。

また近年「太平天国と客家」問題への関心の高まりの中で韋昌輝を客家人とする説が増え，鍾文典『太平天国開国史』（広西人民出版社，一九九二，九九頁）は韋

昌輝を「祖籍広東南海県、客家人」とした。その根拠は①李毓麟、王湛恩両氏の論文が韋氏を「客籍來人」と断定したこと、②一九四二年の調査で「幾乎一致都説韋昌輝説的是客家方言」（『太平天国史迹調査集』三三八頁）であったこと、③安徽省に残る韋志俊の後裔が客家語を話していること等である。だが李毓麟、王湛恩論文にある「客籍」とは本来漢族移民全体を指す言葉で、客家という特定のエスニック集団を意味しない（稲田清一「太平天国前夜の『客民』について——広西省桂平県における保甲制再編成を素材として」『名古屋大学東洋史研究報告』十一、一九八六）。また『宗支部』の「韋氏宗譜系出京兆，由宋及元代有大儒。至明歴代公郷首遷丹陽，[丹]徒。明歴仕後遷広東，首牒瘡塘開創」という記載をもって韋氏を客家人と見なすには無理があり、彼らが広西入植後に居住した容県、平南県東部も広東人集住区（この地区の客家移民は比較的早く「講白話」へ同化した）であった。むしろ太平天国期に客家語を話したことを理由に韋昌輝一族が客家であり続けたとする議論には、客家研究にありがちな「レイシズムの偏向」（中川学「中国客家史研究の新動向」『一橋論叢』七七一四、一九七七）が濃厚と言わねばならない。なお現在理村韋氏は「講白話」へ同化しつつあり、若者にはチワン語を解さない者も増えている（八九年金田調査記録）。ここからも民族、エスニック集団間の境界が、その地域の歴史的状況の変化に伴い流動的であることが伺われよう。

- 53 民国『桂平県志』卷二五，紀政，兵防。
- 54 桂平県「本憲碑記」康熙三五年，桂平市博物館蔵。
- 55 乾隆『北流県志』卷九，紀事志，余録，広西区図書館蔵。
- 56 班第奏，乾隆十九年二月二十一日，『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯，六二五頁。道光『廉州府志』卷二三，芸文，周碩勳「規画狼獾土兵議」。
- 57 民国『桂平県志』卷二五，紀政，兵防。
- 58 「拳人韋伯英狼田記」（光緒『平南県志』卷十一，経政略，田賦）。
- 59 民国『桂平県志』卷三一，紀政，風俗，狼田。
- 60 嘉慶『平樂府志』卷三三，夷民部，獠獞，修仁県。
- 61 班第奏，乾隆十九年二月二十一日，『宮中檔乾隆朝奏摺』第七輯，六二五頁。
- 62 「拳人韋伯英狼田記」。
- 63 道光『桂平県志』卷十五，諸蛮。
- 64 容県石秦『陸氏家譜』（嘉慶年間初修，宣統二年陸勛華重修，容県博物館蔵）。
- 65 蒙墟古城『侯氏族譜』（咸豊九年侯舒清修，一九五六年侯秉鈞抄本，桂平県博物館蔵）。なお古城村侯氏は金田団營に合流出来なかった太平天国干王洪仁玕（洪秀



- 全の堂弟)が四十日間身を寄せたことで知られる(『洪仁玕自述』『太平天国』II, 八六四頁)が、同族譜からは彼に関する記載を見出すことは出来なかった。
- 66 乾隆『桂平県資治図志』卷三, 趙里。
- 67 万曆『殿粵要纂』卷三, 桂平県図。
- 68 光緒『容県志』卷二八, 旧聞志, 雜記。
- 69 容県石寨『陸氏家譜』本支世系図, 法高公。
- 70 崇禎『梧州府志』卷二, 輿地志, 風俗。
- 71 乾隆『岑溪県志』卷二, 田賦志, 科則。
- 72 光緒『容県志』卷十, 經政志, 屯田。
- 73 冒起宗「信宜所山防図説」(顧炎武『天下郡国利弊書』卷一〇二, 広東六)。
- 74 容県石寨『陸氏家譜』本支世系図, 法高公。
- 75 光緒『貴県志』卷五, 紀人, 風俗。
- 76 乾隆『岑溪県志』卷二, 田賦志, 蠲免。
- 77 「搵食」は忠王李秀成が太平天国参加の理由として挙げたもので(羅爾綱『李秀成自述原稿注』中華書局, 一九八二, 八一頁), 筆者も調査中屢々耳にした。また羅香林『客家研究導論』第七章(広東, 一九三三)は客家の特徴を, 陳達『南洋華僑与閩粵社会』(滿鉄東亜經濟調査局訳, 開明堂, 一九三九, 八頁)も僑郷独特の生活様式(Mode of Living)を検討する中で各々この「搵食」に触れている。日本語に訳せば「飯を探す」という意味にしかならないこのタームに雑多な副業や出稼ぎ, 移住等の意味が含まれる事実は, 幕藩体制の下で身分と居住地が固定され, 転業や移住が制限されていた日本と中国の社会構造の違いを良く示している。筆者が「搵食」を取り上げるのは, 第一にそれが中国下層民衆の心性を理解する上で重要な手がかりと考えているためであるが, また近年盛んな日本の中国移民社会史研究が「定住」史研究に偏り, 中国社会において移住が持つダイナミズムを把握する視座が不足していることへの批判を含む。なお以上の視点については小島晋治「十八世紀~十九世紀中葉の民間宗教, 民衆運動の思想——日本と中国」(『太平天国運動と現代中国』研文出版, 一九九三, 一四五頁), 拙稿「清代広西の新興宗族と彼らをめぐる社会関係」, 同「明清期の両広南部における客家移民と国家」, 同「明清期の広西における中流宗族の動向と国家」を参照のこと。
- 78 蒙墟古城『侯氏族譜』。
- 79 容県石寨『陸氏家譜』本支世系図, 法高公。
- 80 光緒『容県志』卷四, 輿地志, 方言附。
- 81 民国『柳城県志』卷四, 民事, 民族。康熙『荔浦県志』卷十, 風俗(塚田誠之

「明清時代における漢族移住民とチュアン（壮, Zhuang）族との関係」より再引用）。

- 82 李錫泰奏，乾隆十八年七月四日，『宮中檔乾隆朝奏摺』第五輯，六八八頁。また趙翼『簞曝雜記』卷四は「客民多黠，在其地貿易，稍以子母錢質其產蠶食之，久之，膏腴地皆為所佔」と述べ，漢族商人が少数民族の耕地を奪った様子を伝えている。
- 83 陳達『南洋華僑与閩粵社会』八頁。
- 84 容鼎石纂『陸氏家譜』本支世系図。光緒『容県志』卷十六，選舉志一。
- 85 蒙墟古城『侯氏族譜』。民国『桂平県志』卷四二，四三，選舉表。
- 86 乾隆『岑溪県志』卷二，学校，義学。
- 87 崇禎『梧州府志』卷二，輿地志，風俗。
- 88 『李秀成自述原稿注』八二頁。
- 89 拙稿「清代広西の新興宗族と彼らをめぐる社会関係」。
- 90 容鼎石纂『陸氏家譜』本支世系図，東軒公。那鐸祀田碑。
- 91 蒙墟古城『侯氏族譜』侯舒清自序，曹儒蓮族譜序。
- 92 拙稿「明清期，広西チワン族土官の『漢化』と科挙」。
- 93 容鼎石纂『陸氏家譜』本支世系図，東軒公。先代図説考。
- 94 蒙墟古城『侯氏族譜』。
- 95 『田州岑氏源流譜』武靖州支派記。
- 96 蒙墟古城『侯氏族譜』。
- 97 容鼎石纂『陸氏家譜』本支世系図，東軒公，龍胆河口渡会記。
- 98 容鼎石纂『陸氏家譜』白花新渡題名記。光緒『容県志』卷八，建置志，津渡。
- 99 容鼎石纂『陸氏家譜』如山，如雲公列伝。
- 100 蒙墟古城『侯氏族譜』。
- 101 蒙墟古城『侯氏族譜』。民国『桂平県志』卷三七，紀人，果行伝，李彬賢，李羣峯，梁永馨。また黄榜書の閩邑賓興設立は民国『桂平県志』卷十四，学校下，賓興。
- 102 蒙墟古城『侯氏族譜』。民国『桂平県志』卷三四，紀人，賢能伝，楊森。同書卷三五，紀人，師儒伝，覃圖書。同書卷三七，紀人，果行伝，楊作型，覃維揚。
- 103 容鼎石纂『陸氏家譜』朗嚴公伝，晉谿公夏孺人合伝。信宜県水口村陸氏については拙稿「明清期の両広南部における客家移民と国家」を参照。また同仁甲については光緒『容県志』卷二七，旧聞志，前事下及び「容県挙人李毓英等稟」（佐佐木正哉編『清末の秘密結社（資料編）』近代中国研究委員会，一九六七，一七頁）。

- 104 蒙墟古城『侯氏族譜』曹儒蓮族譜序。
- 105 道光『修仁県志』卷一、輿地、風俗、広西区図書館蔵。
- 106 理村『楊氏族譜』(光緒三十年、楊鈞埜修、同村楊××蔵)。
- 107 理村『楊氏族譜』。民国『桂平県志』卷三四、紀人、賢能伝、楊侃、楊鈞埜。
- 108 理村『楊氏族譜』。民国『桂平県志』卷三四、紀人、賢能伝、楊侃。「安良約第一、第二碑記」(『太平天国文献資料集』中国社会科学出版社、一九八二、三四五頁)。また拙稿「太平天国前夜の広西における移住と『客籍』エリート」を参照。
- 109 宣統『広西調査民事習慣財産部報告書』第一編、物権、第一類、所有権、第一款、所有権之界限、五、流水関係。
- 110 理村『楊氏族譜』。同村韋慶超、姚啓興述。例えば理村は元々李、覃、韋姓の「講壯話」が住んだため李村と呼ばれたが、楊氏はこれに異論を唱え、村名を理村に変更させた。また民国年間の村長楊日熙が梁新泰に金銭を要求して圧迫したため、人々が楊従先を村長にすると、楊従先は「征兵」の方法で梁新泰に献金を迫り、梁が拒絶すると兵を派遣してその財産を押え、倉庫の穀物を没収したという。
- 111 道光『桂平県志』卷十五、諸蛮。
- 112 民国『柳城県志』卷四、民事、民族。
- 113 熊学鵬奏、乾隆三十九年正月二十五日、同五月十九日、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三四輯、三六〇頁、同三五輯、五一四頁。
- 114 民国『昭平県志』卷七、夷民部、獠獞。稻田清一「太平天国期のチワン族反乱とその背景——広西省横州、永淳県の場合」(『史林』七一——、一九八八)。
- 115 黄之雋『唐堂集』卷十七、雜著、広西諸蛮志。
- 116 熊学鵬奏、乾隆三十九年五月十九日、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三五輯、五一四頁。
- 117 拙稿「明清期、広西チワン族土官の『漢化』と科挙」、同「明清期の両広南部における客家移民と国家」、同「明清期の広西における中流宗族の動向と国家」。
- 118 理村韋氏『宗支譜』。残り二名は江口石咀に移住した韋啓彬、韋啓昌。
- 119 広西区通志館編『太平天国革命在広西調査資料匯編』(広西人民出版社、一九六二、五八頁)。鍾文典『太平天国人物』韋昌輝。また王慶成編注『天父天兄聖旨——新發現的太平天国珍貴文献史料』(遼寧人民出版社、一九八六、十四頁)によると、天兄下凡を行なった蕭朝貴は韋昌輝親子に「玠(韋源玠を指す)人此錢自由当、為子監生読書郎」という詩を送っており、監生資格を得たのは韋昌輝本人だったことがわかる。
- 120 光緒『潯州府志』卷五六、紀事下編。民国『桂平県志』卷四一、紀人、楊蕭諸人伝。鍾文典『太平天国人物』韋昌輝。韋昌輝親子を陥れた人物については、当

時彼らが界垌村藍、冼家、金田村謝家、王謨村劉家、泮塘村梁家ら多くの有力宗族と対立関係にあったため特定が難しく、彼ら全体の意志と考えた方が妥当であろう。界垌村藍如鑿については『太平天国起義調査報告』四一頁、『太平天国革命在広西調査資料匯編』五八頁。また『広西郷試硃卷』光緒壬午科、藍慶崧（広西桂林図書館蔵）によると、界垌、古東村、桂平城廂馬家塘に居住した藍氏は挙人二名、武挙人一名、生員十九名を生んだという。

- 121 趙翼『簞曝雜記』卷四。嘉慶『欽定学政全書』卷六二、土苗事例。糧田（官田）については拙稿「明清期、広西チワン族土官の『漢化』と科挙」。また覃桂清『広西忻城土司史話』（広西民族、一九九〇、十六頁）にも忻城土司渠莫氏が官族以外の諸姓の科挙受験を許さなかったとある。
- 122 李侍諭奏、乾隆三十三年四月十九日、『宮中檔乾隆朝奏摺』第三〇輯、四〇五頁。『仁宗実録』卷一四四、嘉慶十年五月二七日的那彦成奏。
- 123 馬丕瑤奏、光緒十六年十一月二七日、『宮中檔光緒朝奏摺』第五輯、八〇五頁。以上の内容で焦点は糧田を耕す土民を土官の佃戸と見るか、隷属民と見るかにあった。李侍諭は「名雖佃戸、実同奴隸」と見なし、「一經上進、勢必不服差徭、而土官所給之田、竟為白享其利」（李侍諭奏）と土官保護を理由に土民の応試に「退佃」の条件を付け、那彦成もこれに準じた。だが土官は「往往借退田一説、影射民田為官田含混阻考、以致各土童控訴紛紛」（『仁宗実録』卷二九五、嘉慶十九年八月）とあるように、この条件を利用して生員枠を独占した。道光二年の規定はこの「退佃」条項を廃止するものであったが、馬丕瑤が「土司各属土民紛紛以土官抑勒阻考、不令上進具詞呈訴」と述べた点から見て徹底されなかったようである。なお馬丕瑤は「賤役」に当たる番役、隷置各戸、土司役田（土官が世襲的に所有する非課税田）の耕作農民を除き、全ての土民に受験を認めるよう上奏している。
- 124 「凌雲禁革考試陋規碑」（広西民族研究所編『広西少数民族地区石刻碑文集』広西人民出版社、一九八二、一二二頁）。
- 125 馬丕瑤奏、光緒十六年十一月二七日、『宮中檔光緒朝奏摺』第五輯、八〇五頁。
- 126 片山剛「清代乾隆時期的科挙応考資格、戸籍、宗族——以広東省為主」（珠海文史研究所学会編『羅香林教授紀念論文集』新文豊出版、一九九二）。
- 127 張聯桂「奏為龍勝廳流寓客民讀書向学掞案請設客籍学額以彰文教而広登進恭摺仰聖鑒事」（『張中丞奏議』卷一）。苗学額は嘉慶『広西通志』卷一六五、経政略十五。
- 128 張聯桂「勸土客破除成見彼此和睦示」（『問心齋学治雜録』卷六）。ここで「朝廷

- 立法、凡寄居三十年者准其入籍考試」とあるのは二十年を基準とする『欽定学政全書』の規定と食い違う。
- 129 張聯桂『張中丞奏議』巻一。この「客籍学額」は広東新寧、東莞、新安、開平諸県の例に従って設けられたと見られる（嘉慶『欽定学政全書』巻四一、寄籍事例）。
- 130 乾隆『桂平県資治図志』巻四、獠獠図志。屈大均『広東新語』（中華書局版）巻七、獠人にも「其人名曰獠牯老」とある。また『太平天国起義調査報告』七五頁。
- 131 民国『桂平県志』巻三四、紀人、賢能伝、陸顕書。下瑶村陸榮祥述。陸氏は清初に広東三水から先ず桂平石咀水綉村に入り、江口下瑶、蓮塘村に定着した。四代陸文綉、五代陸志仁の頃にチワン化したと見られるが、陸榮祥氏は「三水也是講壮話」と述べる。また拙稿「清代広西の新興宗族と彼らをめぐる社会関係」を参照。
- 132 桐心王拳村謝氏『謝氏族譜』『妻韋氏族譜』。これは族譜編纂者謝錫端の妻韋氏（平南都興村十一代韋翰の娘）の族譜を抄録したもので、江蘇丹徒から「明季仕歴梧州容県、陞調潯州平南遂家焉」した官僚移民と主張する点が『宗支譜』と異なる。
- 133 黄榜書「重修螞蝗橋碑記」（民国『桂平県志』巻四九、紀文、文録四）。『太平天国起義調査報告』九二頁。
- 134 『仁宗実録』巻二五〇、嘉慶十六年十一月二〇日。
- 135 「重修宣里新墟三界祖廟碑記」（『太平天国文献史料集』三四〇頁）。「安良約第四碑記」（金田新墟三界廟内現存）。
- 136 道光『桂平県志』巻十五、諸蛮。
- 137 張体義「莅潯四十日記」（民国『桂平県志』巻五二、紀文、文録七）。茶調村陸世仁述。万曆『広西通志』巻三三、外夷志三、諸夷種類はチワン族の抵抗手段として鎗頭錢、勾船、打地などがあつたと伝える。拉陰や「拉人」（建国前後まで長く行われた。桂平市博物館黄培祺氏の教示による）はこれらの伝統を引くものと考えられよう。
- 138 高其倬奏、康熙六十年十二月二十日、『康熙朝漢文硃批奏摺彙編』第八冊、八五六頁。
- 139 塚田誠之「明代における壮（Zhuang）族の移住と生態」。また梁庭望編『壮族風俗志』（中央民族学院出版社、一九八七、一四四頁）はチワン族の村寨が「結合団」なる緩やかな軍事同盟を結ぶケースがあつたこと、また龍勝龍脊十三寨のように「議団」「議衆」と呼ばれる連合組織を形成し、「郷約」を立てたことを紹介

- している。本文表中【七】の慶遠永順司白土、邸索十八村寨もその一例であろう。
- 140 『高宗実録』卷六一〇，乾隆二十五年四月上。同書卷一一四三，一一四五，乾隆四十六年十月下，十一月下。光緒『鎮安府志』卷二十，紀事志三，国朝。
- 141 金鉉奏，雍正八年十一月十五日，『宮中檔雍正朝奏摺』第十七輯，一八二頁。康熙『思明府志』卷二，疆域。この「紛争」とは叛目陸佑の反乱で解任された土知府黄應雷に代わり思明を統治した流官同知徐逢春（福建人）らが，錢糧の「混行兼併」を行なって黄應聘（黄應雷弟）らの抵抗を招いた事件を指す。
- 142 孔毓珣奏，雍正五年十一月十六日，『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯，三〇一頁。張溥奏，雍正八年八月十八日，十二月十二日，同書第十六輯，七九八頁，第十七輯，三五七頁。鄂爾泰奏，雍正九年五月二十六日，同書第十八輯，二八一頁。
- 143 鄂爾泰奏，雍正九年正月二十八日，五月二十六日，『宮中檔雍正朝奏摺』第十七輯，三〇一頁，第十八輯，二八一頁。蔡成貴奏，雍正九年正月二十四日，同書第十七輯，五〇九頁。張應宗奏，雍正九年五月十六日，同書第十八輯，二一七頁。
- 144 高其倬「敬陳鄧橫善後等事疏」（雍正『廣西通志』卷一一三，芸文，国朝）。ここで「民戸」とは中国王朝の統治を受け入れたチワン族だった可能性もある。
- 145 孔毓珣奏，雍正六年二月初六日，『宮中檔雍正朝奏摺』第九輯，七六一頁。道光『慶遠府志』卷十九，時事志，撫治。
- 146 高其倬「敬陳鄧橫善後等事疏」。
- 147 李侍諭奏，乾隆三十八年九月二十二日，『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯，二〇七頁。中国人民大学編『康雍乾時期城鄉人民反抗闘争資料』下冊（中華書局，一九七九，六九三頁）には「陸李能鼓惑村愚，糾衆数百，堅住村内，妄敢称王」とある。
- 148 高其倬「敬陳鄧橫善後等事疏」。
- 149 張應宗奏，雍正十年七月二十六日，『宮中檔雍正朝奏摺』第二十輯，二八九頁。金鉉奏，雍正十年八月二十五日，同書第二十輯，四二一頁。高其倬奏，雍正十年九月初三日，同書第二十輯，四七三頁。
- 150 高其倬奏，雍正十年九月初三日，十月二十一日，『宮中檔雍正朝奏摺』第二十輯，四七三，六八七頁。施善元奏，雍正十年十月十三日，同書第二十輯，六三四頁。
- 151 朱椿奏，乾隆三十八年九月二十二日，『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯，二〇六頁。李侍諭奏，乾隆三十八年九月二十二日，乾隆三十九年正月初四日，二月十二日，同書第三輯，二〇七頁，第三輯，一五五，五三八頁。
- 152 鄂爾泰奏，雍正八年正月十三日，四月二十日，『宮中檔雍正朝奏摺』第十五輯，四七七頁，第十六輯，二五七頁。蔡成貴奏，雍正八年五月十七日，同書第十六輯，

- 四四三頁。またこの事件で帰順州土官岑佐祚も改土帰流の処分を受けた。
- 153 沈廷正奏，雍正八年三月二十二日，『宮中檔雍正朝奏摺』第十五輯，九四二頁。張耀祖奏，雍正八年四月初三日，七月初九日，同書第十六輯，一三〇，六九九頁。鄂爾泰奏，雍正八年四月二十日，同書第十六輯，二五七頁。張溥奏，雍正八年八月十八日，同書第十六輯，七九六頁。
- 154 武内房司「清代パイ族の社会変容——嘉慶王襄仙反乱をめぐる一考察」（『季刊中国研究』第四号，中国研究所，一九八六）は貴州南籠当丈寨の韋朝元が玉皇大帝の託宣という形式を用いて反乱勢力を拡大し，また皇仙娘娘，天将などの漢族の民間信仰に反漢族，反清朝の価値意識から独自の解釈を試みた例を挙げている。
- 155 『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』下冊，六一五頁。『高宗実録』卷一四七，乾隆六年七月下。同書卷一五〇，乾隆六年九月上。同書卷一六七，乾隆七年五月下。同書卷一八七，乾隆八年三月下。同書卷一八九，乾隆八年四月下。
- 156 傅泰奏，雍正七年十二月二十七日，『宮中檔雍正朝奏摺』第十五輯，三九四頁。王士俊奏，雍正八年正月初二日，二月十六日，四月十一日，同書第十五輯，四一〇頁，六九二頁，第十六輯，一七四頁。また李梅をめぐる捜査については金鈺奏，雍正十一年五月二十二日，同書第二輯，五九四頁，雍正十一年十一月十八日，同書第二輯，三四六頁。
- 157 武内房司「明王出世考——中国的メシアニズムの伝統」（『老百姓の世界』第七号，中国民衆史研究会，一九九一）。
- 158 張広泗等奏，乾隆五年六月初五日，中国第一歴史檔案館等編『清代前期苗民起義檔案史料匯編』上冊（光明日報出版社，一九八七）三〇二頁。
- 159 定長奏，乾隆二十一年二月二十八日，『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯，七七八頁。また同事件と李梅事件の関連については武内房司「明王出世考」を参照のこと。
- 160 秦宝琦『清前期天地会研究』（中国人民大学出版社，一九八八，一八八頁）。中国人民大学清史研究所等編『天地会』第七冊（中国人民大学出版社，一九八八，一五九頁）。庾裕良，陳仁華等編『広西会党資料匯編』（広西人民出版社，一九八九）。
- 161 『天地会』第七冊，二〇七～四一七頁。『広西会党資料匯編』一三一～一六六頁。文中列举した天地会首領については【表1】出典部分を参照のこと。なお同表註にも述べたように，ここに記した広西人指導者が全てチワン族とは限らず，漢族や他の少数民族だった可能性もある。例えば【ヒ】の天保人唐明三は①光緒『鎮安府志』卷八，風俗，趙翼「鎮安土風詩」に「粵東賈此者多娶婦立家郎」とあり，漢族の可能性が考えられるが，②唐明三の本名は韋仔相で，チワン族の著姓（無

- 論韋昌輝の例に見る如く例外も多い)であった。③また民国『廣西通志稿』卷十七, 民族, 天保県には「苗猪最多為阮姓, 次韋姓」(広西区図書館蔵)とあり, 苗族だった可能性も否定できない等である。さらに③の史料には「其中有客籍同化土著者, 又有土著同化客籍者」とあり, 民族を特定すること自体困難であることが窺われるが, 少なくとも唐明三が天保県籍を持ち, 長期居住していたことは間違いない。従って彼はこの地の共通語であったチワン語を解したと推測され, 少なくとも「講壮話」であったと考えられる。なお文中及び表中にある「土民」「檔民」は各々土官, 流官統治区のチワン族を指している。
- 162 成林等奏, 嘉慶十六年十月十三日, 『天地会』第七冊, 三一三頁。
- 163 上田信「清代の福建社会」(陳盛韶著, 小島晋治等訳『問俗録——福建, 台湾の民俗と社会』平凡社東洋文庫, 一九八八, 二二四頁)。
- 164 恩長等奏, 嘉慶十四年五月十五日, 『天地会』第七冊, 二四七頁。
- 165 趙慎畛奏, 道光元年五月十一日, 『天地会』第七冊, 三九三頁。慶保奏, 嘉慶二十一年三月十四日, 同書三六五頁。
- 166 陶成章「教会源流考」(羅爾綱『天地会文獻録』附録, 同『困学叢書』廣西人民出版社, 一九八九, 九四頁)。陸宝千『論晚清兩広天地会政權』第三章, 動乱組織, 第三節, 分裂基因, 中央研究院近代史研究所專刊三三, 一九七五, 一一八頁。
- 167 錢楷奏, 嘉慶十五年十二月十六日, 『天地会』第七冊, 二七三頁。また秦宝琦, 劉美珍「試論天地会」(中国人民大学清史研究所編『清史研究集』第一輯(中国人民大学出版社, 一九八〇)。
- 168 道光『天地会文書抄本』(『廣西会党資料匯編』四八〇頁)。
- 169 恩長奏, 嘉慶十三年十二月二十五日, 『天地会』第七冊, 二〇七頁。
- 170 成林等奏, 嘉慶十六年九月二十六日, 十月十三日, 『天地会』第七冊, 三〇九頁, 三一三頁。董誥等奏, 嘉慶十七年二月十二日, 同書三一八頁。
- 171 趙慎畛奏, 道光元年三月二十一日, 五月十九日, 『廣西会党資料匯編』一五七, 一六六頁。
- 172 慶保奏, 嘉慶二十一年九月二十四日, 『廣西会党資料匯編』一三一頁。
- 173 成林奏, 嘉慶十七年四月初七日, 『天地会』第七冊, 三三〇頁。
- 174 道光『慶遠府志』卷十九, 時事志, 撫治。
- 175 恩長奏, 嘉慶十四年二月十四日, 『天地会』第七冊, 二二一頁。錢楷奏, 嘉慶十五年十二月十六日, 同書二七三頁。成林奏, 嘉慶十七年六月二十八日, 同書三八八頁。嵩溥奏, 道光元年(月日欠), 同書四〇一頁。趙慎畛奏, 道光元年十二月十三日, 同書四〇四頁。康紹鏞奏, 道光四年九月初五日, 同書四一七頁。慶保奏,



明清朝, 広西チワン, 漢河民族の移住と「漢化」

- 嘉慶二十二年七月二十八日、『広西会党資料匯編』一三八頁。
- 176 趙慎珍奏, 道光元年五月十一日、『天地会』第七冊, 三九三頁。嵩溥奏, 道光元年三月十六日, 同書四〇八頁。趙慎珍奏, 道光元年三月二十一日, 『広西会党資料匯編』一五七頁。
- 177 民国『永寧州志』卷三(覃兆福等編『壮族歴代史料薈萃』広西民族出版社, 一九八六, 二三一頁)。ただシチワン族の商業活動は道光『白山司志』卷九, 風俗に「間有学為貿易者, 不過釀薄酒, 作糍粑, 米粽而已, 故從無商賈遠涉之人」(同書一六七頁)とある。また光緒『貴県志』卷五, 紀人, 風俗にも「大抵不出数十里外」とあり, 漢族商人のそれに比べて小規模だったようである。
- 178 慶保奏, 嘉慶二十二年七月二十八日, 『広西会党資料匯編』一三七頁。
- 179 民国『桂平県志』卷三一, 紀政, 風俗。
- 180 融鼎「嚴禁碑」(『太平天国革命時期広西農民起義資料』上冊, 四三頁)。
- 181 嵩溥奏, 道光二年三月十九日, 『天地会』第七冊, 四一一頁。
- 182 拙稿「明清朝, 広西チワン族土官の『漢化』と科挙」。
- 183 恩長奏, 嘉慶十四年二月十四日, 『天地会』第七冊, 二一九頁。
- 184 民国『三江県志』卷二, 社会, 風俗。道光『桂平県志』卷十五, 諸蛮にも「認同年」の習慣が存在したことが報告されている。
- 185 広西区地方志編纂委員会編『広西通志』(広西人民出版社, 一九九二, 一七一頁)。
- 186 常鈞等奏, 乾隆二十九年八月十六日, 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二一輯, 三三七頁。
- 187 民国『桂平県志』卷三一, 紀政, 風俗。民国『荔浦県志』卷三, 蛮情, 広西区図書館蔵。民国『龍津県志』上, 第四編, 民族, 広西区図書館蔵。
- 188 民国『邕寧県志』卷四十, 社会志一, 民族。光緒『賀県志』卷七, 風俗, 猪獐。民国三七年『象県志』第二編, 社会, 第四項, 方言, 広西区図書館蔵。
- 189 塚田誠之「明清時代における壮(チュワン)族土官の漢文化受容について——明清時代壮族史研究(五)」(北海道大学東洋史談話会『史朋』二六, 一九九三)。
- 190 趙慎珍奏, 道光元年三月二十一日, 『広西会党資料匯編』一五七頁。
- 191 民国『平樂県志』卷二, 社会, 民族。
- 192 『太平天国在広西調査資料全編』三九二頁。
- 193 費孝通「關於広西僮族歴史的初歩推考」(『新建設』一, 一九五二, 二九頁)。
- 194 民国『邕寧県志』卷三四, 兵事志, 前事五。
- 195 理村韋氏『宗支部』。
- 196 桐心上瑤村陳氏『上瑤嶺之文表府』(即ち太祖陳大金とその妻梁氏, 始祖陳志隆

- の合墓碑，民国七年立。上瑤村の公路脇に現存）。同『族部（上耀開居始祖伝統）』（撰修年代不明，上瑤村陳××蔵）。
- 197 謝介鶴『金陵癸甲紀事略』（『太平天国』IV，六六九頁）。『天父天兄聖旨』巻二，九五頁。なお「胆腸嫩」という表現は韋昌輝の卑屈な性格を示す根拠として屢々取り上げられて来たが、『天父天兄聖旨』は太平天国内部でこのタームが韋昌輝に限らず用いられたことを伝えている（王慶成『天父聖旨』、『天兄聖旨』与太平天国歴史『天父天兄聖旨』一七九頁。また小島晋治等訳は『老百姓の世界』第二，三号，一九八六，八七）。また『金陵癸甲紀事略』はこれを「潯州郷語」としているが，太平天国の文書は「心腸激爛」（はらわたが煮えくり返る程怒る），「共條腸」（はらからの兄弟）などの客家語を多用しており（鍾文典「客家与太平天国革命」『広西師範大学学报』一九九一——一期。拙訳は『中国研究月報』五三四号，一九九二），「胆腸嫩」もまた客家語の表現と考えられる。
- 198 金田古東村『林氏族譜』（光緒年間，林継頭修，同村林××蔵）。蒙墟官橋村『謝氏族譜』（民国年間修，桂平市博物館蔵）。
- 199 金田下古林社村『曾氏宗祠族譜』（一九八一年，曾永福抄本，同村曾永福蔵）。垌心垌心村『練氏族譜』（撰修年代不明，同村練信周蔵）。
- 200 下古林社村『曾氏宗祠族譜』。無論全ての客家人が政治的地位の獲得と無縁であった訳ではなく，江口古練村黄氏（原籍広東英徳県），紫荆石人村王氏（原籍広東梅県）のように進士，挙人を生んだ例もある。ただしその場合も「客籍」有力宗族との共同関係構築は不可欠の作業であった。
- 201 上瑤村陳氏『族部（上耀開居始祖伝統）』。
- 202 古東村『林氏族譜』。官橋村『謝氏族譜』。
- 203 古東村『林氏族譜』。
- 204 「安良約第一，第二碑記」。
- 205 陳思述『広西藤県民情』（国立北京大学，中国民俗学会民俗叢書，一九二〇）。
- 206 民国『同正県志』巻九，吏治，考試。同正県は元永康州（現扶綏県）で，明代に改土帰流が行なわれた。このため「県属人民，多是漢族……。他省之行商以及他県之遷居而落籍者，往往而是。故歴代以来，凡科名發達者，多客籍人。此可考而知也」とあるように，科挙及第者は漢族「客籍」有力移民ないし「漢人の後裔」を主張する一部チワン族によって独占された。太平天国期に団練を結成し，呉凌雲天地会軍と対立した城外武聖街の陸紹孫一族（原籍広東高要県。明末に永康に入植したという）はその一例である。また本文で「冷籍」とされた人々が具体的に誰を指すかは不明であるが，同正県には南寧府宣化県橋板村から移住した「蕉

- 園人」がおり、「其所言語、謂之客話。与南寧之平話相彷彿、而属内之土話迥異」という。彼らが「居住已久尚未入籍者」であったかについては今後の課題としたい（同書巻七、民籍、種族。同巻八、人事、史乘。同巻十、兵制、盗乱）。
- 207 金田加級村彭樹鴻述。また同様の内容は王謨村における座談会で劉文璧、劉明山、劉明賢、劉明輝、劉章煥、劉明志が一致して供述している。
- 208 陳徳三の「文魁」額は牛排嶺村陳氏大堂、練毓璋のそれは垌心村練氏大堂に現存。練氏のそれは広東東安県、興寧県の同族から入手したと考えられる。また同様の例として金田羅旺村羅氏大堂には彩村羅啓璜（光緒年間挙人。羅旺村羅氏と彩村羅氏は「同姓不同族」の「文魁」額がある。
- 209 拙稿「明清期の両広南部における客家移民と国家」。
- 210 橋本萬太郎「漢字文化圏の形成」（民族の世界史『漢民族と中国社会』山川出版社、一八八三、三頁）。
- 211 『天父天兄聖旨』巻一、一八頁。
- 212 『天父天兄聖旨』巻二、九六頁。『太平天国革命在広西調査資料匯編』一三二頁。『天情道理書』（『太平天国』一、三七一頁）には「（昌輝）不惜家産、恭膺帝命」とある。またハンバーグ『洪秀全の幻想』（青木富太郎訳、一九四一年、一三二頁）によると「韋正の如きは、その族人約一千人を率いてきた」という。これは誇大な数字であるが、入植時期の早かった理村、金田村韋氏は族人の数も相対的に多く、鍾文典『太平天国人物』韋昌輝によれば百人余りが太平軍に参加したという。
- 213 小島晋治『洪秀全——ユートピアをめざして』（集英社、中国の英傑十、一九八七、二一三頁）。また小島氏によると楊秀清の殺害は洪秀全の命令によるものであったが、東王一派の虐殺は韋昌輝が復讐を恐れて仕組んだものという。
- 214 『李秀成自述原稿注』一一四頁。
- 215 『天父下凡詔書二』（『太平天国』一、五三頁）。
- 216 『賊情彙纂』巻一、劇賊姓名上（『太平天国』三、四八頁）。